

中種子町 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月
鹿児島県 中種子町

は じ め に

平素より町民の皆様には、本町の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

介護保険制度は、平成12年の制度創設以来、高齢者の生活を支えるために欠かせない制度として定着してきました。しかし、制度の定着や高齢者の増加とともに、サービス利用者・費用が増大し、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料も上昇が続いています。



本町の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は約4割となっており、将来の推計では、今後も総人口は減少する一方で、高齢者人口の占める割合は更に上昇すると見込まれており、高齢者世帯や認知症高齢者の増加が懸念されています。

このような状況を踏まえ、高齢者が本町で安心して生活が続けられるような仕組みを充実させることを目指して、このたび、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「中種子町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

高齢者が、心身ともに健やかに誇りと生きがいを持って可能な限り継続して地域での生活ができるよう、国や県、関係団体及び町民の皆様と互いに連携を図りながら、支え合いの推進、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、各団体関係機関、ご審議いただきました策定委員の皆様にご心より感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

中種子町長 田淵川 寿広

～ 目 次 ～

第 1 章 計画策定の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 日常生活圏域の設定	4
6 介護保険制度の改正経緯	5
7 平成 30 年 4 月施行の介護保険法改正	6
8 令和 3 年 4 月施行基本指針の主な改正内容	7
第 2 章 高齢者を取り巻く状況	9
1 年齢 3 区分別人口構成の推移及び推計	9
2 高齢者年齢 3 区分別人口及び構成の推移及び推計	9
3 年齢 3 区分別認定者割合	10
4 第 1 号被保険者に占める要介護認定率の推移及び推計	10
5 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布（保険者比較）	11
6 介護費用額及び第 1 号被保険者 1 人 1 月当たり費用額の推移	12
7 第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額分布（保険者比較）	13
8 高齢者等実態調査からみる本町の状況	14
9 介護サービス事業所調査からみる本町の状況	27
10 介護支援専門員調査からみる本町の状況	28
11 第 7 期計画の進捗状況	29
第 3 章 基本理念・基本的視点	30
1 基本理念	30
2 基本的視点	30
3 施策の体系	32
4 事業の体系	33
5 高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に関する指標	35
第 4 章 高齢者保健福祉サービス	36
1 健康づくりの推進	36
2 地域生活の支援	40
3 安心・安全の暮らしづくり	46

4 社会参加・生きがいつくり	49
第5章 地域支援事業	52
1 介護予防・日常生活支援総合事業	52
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	58
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	60
4 任意事業	66
第6章 介護保険サービス	69
1 居宅サービス等・介護予防サービス等	69
2 地域密着型サービス	74
3 施設サービス	77
4 サービス提供のための体制づくり	78
第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定	81
1 財源構成	81
2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計	82
3 サービスごとの給付費の見込み	83
4 地域支援事業費の見込み	85
5 標準給付費等の見込み	87
6 第1号被保険者の所得段階区分	88
7 所得段階別加入者数	89
8 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定	90
9 介護保険料の設定	91
10 第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料	91
第8章 計画の推進	92
1 介護保険サービスの質の確保・向上	92
2 計画の推進に向けた連携と評価	93
第1章 資料編	94
1 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱	94
2 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿	96
3 用語解説	97

第1章 計画策定の概要

1 計画の趣旨

介護保険制度は、その創設から20年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

全国的にみると、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代（1947年～1949年生）が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

令和7（2025）年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代（1971年～1974年生）が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。

このような状況を踏まえ、令和7年（2025）年度及び令和22年（2040）年度の推計人口等から導かれる介護需要など中長期的な視野に立って「中種子町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法第20条の8」、介護保険事業計画は「介護保険法第117条」により規定され、それぞれはお互い整合性をもって作成することとされています。また、町の行財政運営の最上位計画である「中種子町長期振興計画」におけるまちづくりの理念を踏まえたうえで、高齢者保健福祉分野の個別計画として策定します。高齢者福祉計画は、高齢者に関する施策全般の計画として、その内容において介護保険事業計画を包含するもので、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

介護保険事業計画は、介護サービス基盤の整備に関しては、介護保険事業計画において、地域における要介護者等の人数やサービスの利用移行等を勘案して、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、当該見込み量の確保のための方策等を定めるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は3年を1期とし、令和3年度から令和5年度までとします。

なお、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、鹿児島県保健医療計画・熊毛保健医療圏地域医療連携計画との整合性を保ちます。

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
中種子町高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第7期計画		第8期計画			第9期計画			
			見直し			見直し			

4 計画の策定体制

本計画に町民の意見を反映させるため、被保険者代表・関係団体代表を構成員とする「中種子町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を発足させ、令和2年11月から検討を行いました。

また、既存データでは把握困難な高齢者の実態や意識・意向を調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

(1) 中種子町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

回	期 日	概 要
第1回	令和2年11月25日	○委嘱状交付 ○委員長・副委員長選出 ○議事 ・計画の概要について ・第8期計画の国指針について ・中種子町の高齢者の現状について
第2回	令和3年1月21日	・第8期計画素案について ・第1号被保険者保険料の設定について
第3回	令和3年2月17日	・第8期計画素案について

(2) 高齢者等アンケート調査の実施

本計画策定に向け、地域の高齢者の状況を把握することで、地域課題を把握し地域の目標を設定するとともに、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや社会参加の促進等各種福祉サービスの検討など計画策定の基礎資料とすることを目的として国・県調査と合わせてアンケート調査を実施しました。

① 調査実施時期

令和元年 12 月

② 調査対象者

ア) 一般高齢者調査

介護保険被保険者で要介護認定を受けていない 65 歳以上の方

イ) 在宅要介護（要支援）者調査

要介護（要支援）認定者で介護保険施設に入所していない方

ウ) 若年者調査

要介護認定等を受けていない 40 歳以上 65 歳未満の方

③ 配布数・回答数

	対象者数	抽出（配布）数 （注 1）	有効回答数	有効回答率
一般高齢者調査	2, 431 人	550 人	544 人	98. 9%
在宅要介護（要支援）者調査	462 人	320 人	302 人	94. 4%
若年者調査	2, 525 人	551 人	418 人	75. 9%

（注 1）鹿児島県高齢者保健福祉計画策定時の抽出数を参考に決定

(3) 介護サービス事業所調査の実施

本計画策定に向け、介護給付費を見込む基礎資料とするため、町内の介護保険サービス事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

① 調査実施時期

令和 2 年 12 月

② 調査対象事業所

町内の介護保険サービス事業所

③ 配布数・回答数

14 の事業所に配布し、12 の事業所から回答がありました。

(4) 介護支援専門員調査の実施

本計画策定に向け、介護給付費を見込む基礎資料とするため、町内事業所勤務の介護支援専門員を対象にアンケート調査を実施しました。

① 調査実施時期

令和2年12月

② 配布数・回答数

13名に配布し、8名から回答がありました。

5 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域とは（国の考え）

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

(2) 本町の日常生活圏域の設定

介護が必要となっても住み慣れた地域において生活を継続することができるよう、第7期計画に引き続き、第8期計画も、町を「上圏域(星原、納官、増田)」、「中圏域(野間)」、「下圏域(油久、南界、岩岡)」の3つに分けて「日常生活圏域」として設定します。

6 介護保険制度の改正経緯

介護を家族だけでなく、社会全体で支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。平成24年には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始され、平成27年には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、要支援者向けの介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されました。平成29年には、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されました。

介護保険制度の改正の経緯



出典：厚生労働省資料（一部加工）

7 平成30年4月施行の介護保険法改正

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

●全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

・高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

・全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、

① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）

② 適切な指標による実績評価

③ インセンティブの付与

を法律により制度化。

2 医療・介護の連携の推進等

●「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

●医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

●「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

・地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者に、把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援づくりに努める旨を規定

① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した市域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。

●「新たに共生型サービス」を位置付け

・高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

●世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

5 介護納付金における総報酬割の導入

●各医療保険者は、介護納付金を、第2号保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成29年8月分より実施】

8 令和3年4月施行基本指針の主な改正内容

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

令和2年6月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）において、市町村介護保険事業計画は当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとされたことを踏まえ、これに関する考え方等を記載する。

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会は、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる社会であり、その実現に当たっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。これを踏まえ、このことに関する事項を記載する。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

介護予防の推進に関しては

- ・ PDCAサイクルに沿った推進に当たってデータの利活用を進めることやそのための環境整備
- ・ 専門職の関与
- ・ 他の事業と連携を行うこと
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の対象者や価格の上限の弾力化を踏まえて介護保険事業（支援）計画を作成すること
- ・ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること
- ・ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定

等が重要である。これらを踏まえ、計画を策定する。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

改正法により老人福祉法（昭和38年法律第133号）が改正され、都道府県が有料老人ホームの届出に関する情報を市町村に通知すること、また、市町村が未届けの有料老人ホームを発見した場合には都道府県に情報提供するよう努めるものとされたことを踏まえ、関係事項を記載する。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、基本指針において、必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むため、市町村が都道府県と連携し、これらの設置状況等の情報を積極的に把握する旨を記載する。

（５）認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきたが、今後認知症の方の数が増加することが見込まれていることから、更に強力に施策を推進していくため、令和元年6月18日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめられた。

この認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人が可能な限り地域の良好な環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次に掲げる5つの柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。また、これらの施策は認知症の方やその家族の意見も踏まえて推進することが重要であり、基本指針において、これらに関する考え方等を記載する。

- ・ 普及啓発・本人発信支援
- ・ 予防
- ・ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ・ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ・ 研究開発・産業促進・国際展開

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となるため、介護人材の確保については、各都道府県・市町村において、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要である。

加えて、総合事業の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化及び質の向上に資する取組を強化することが重要であり、これらに関する考え方等を記載する。

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

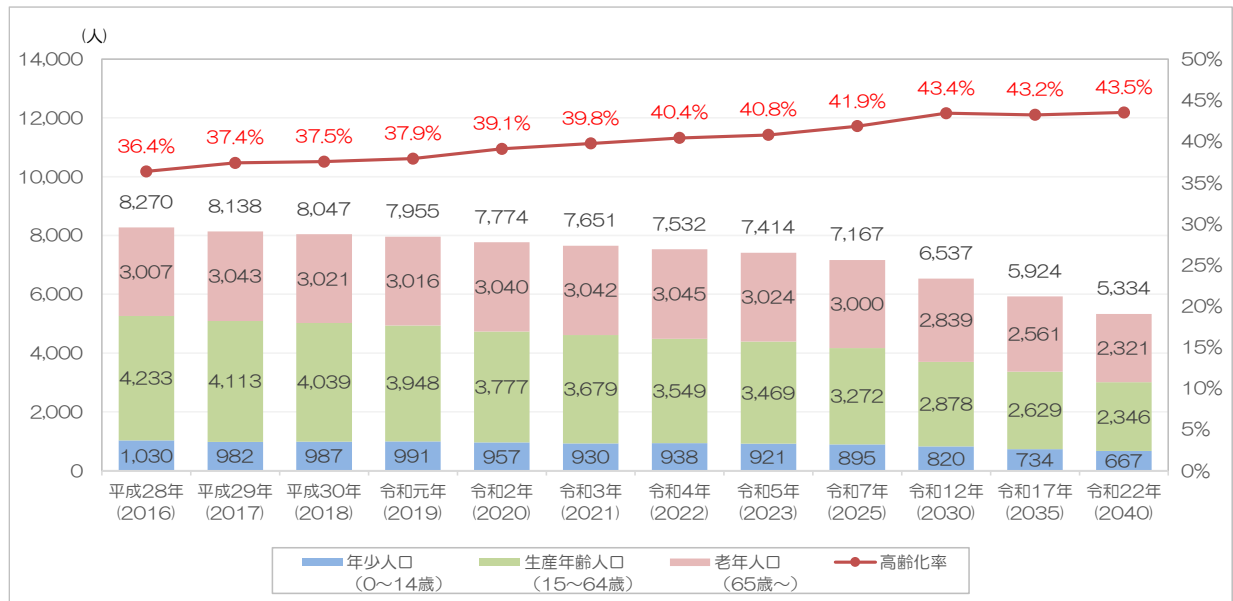
近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、基本指針において、これらへの備えの重要性について記載する。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計

本町の総人口は令和2年10月現在で7,774人となっており、65歳以上の老年人口は3,040人、総人口に占める割合は39.1%となっています。

今後、少子高齢化の進展により、総人口は減少し続け、令和22年には総人口5,334人、高齢化率43.5%となることが予測されています。

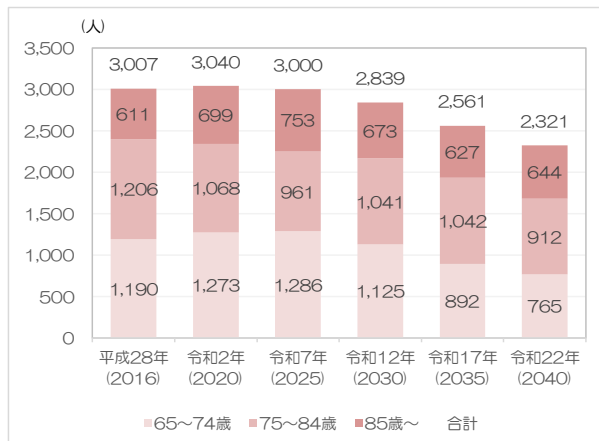


出典：住民基本台帳（平成28年～令和2年）、見える化システム推計値（令和3年～）

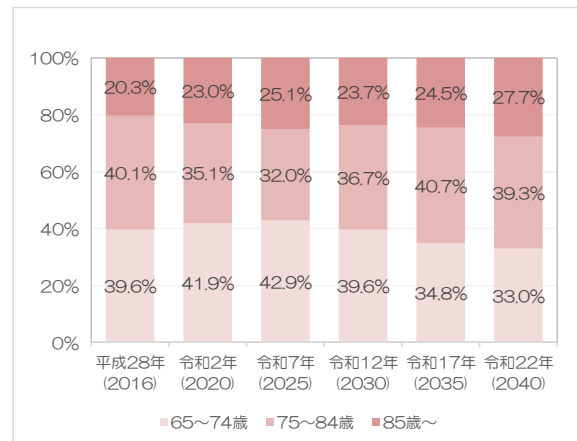
2 高齢者年齢3区分別人口及び構成の推移及び推計

75歳以上の後期高齢者の構成割合が増加していく予測となっており、令和22年の後期高齢者人口は1,556人、構成割合は67.0%となることが予測されています。

【高齢者年齢3区分人口】



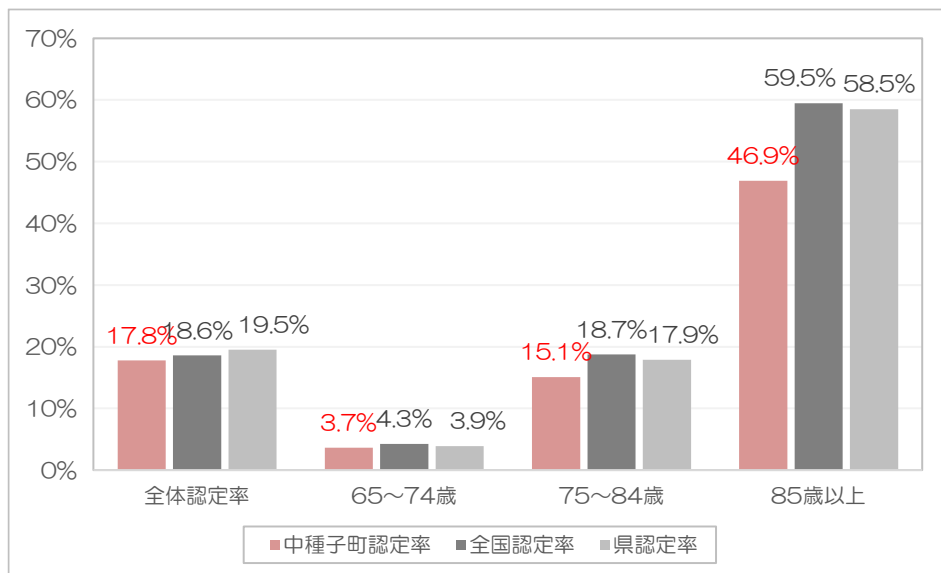
【高齢者年齢3区分構成割合】



出典：住民基本台帳（平成28年、令和2年）、見える化システム推計値（令和7年～）

3 年齢3区分別認定者割合

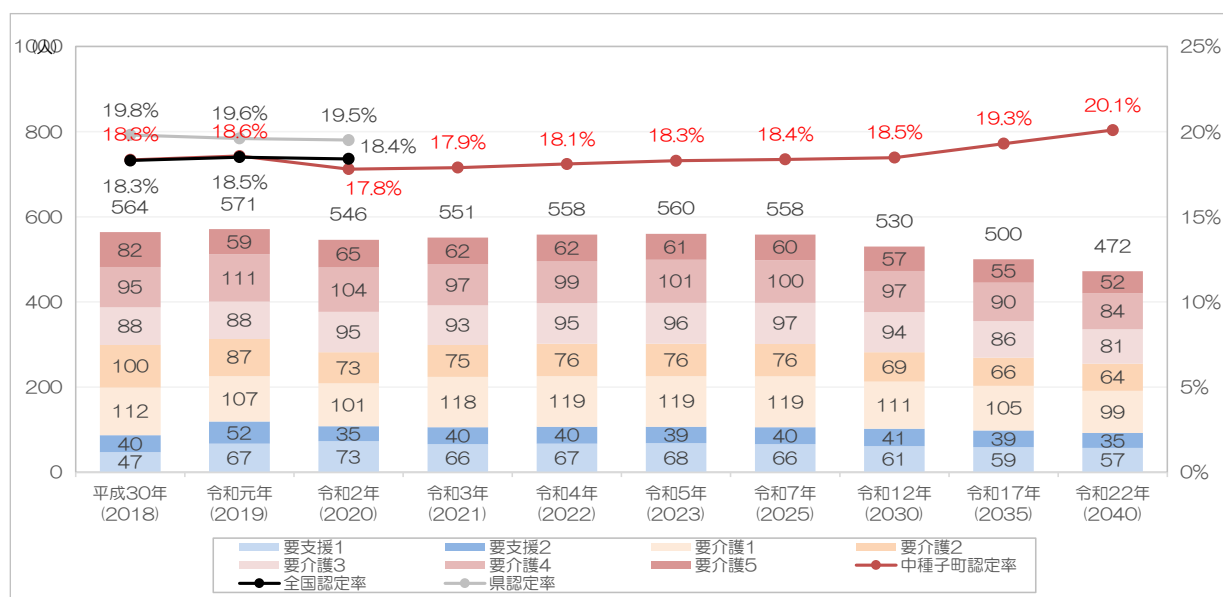
令和2年9月時点での本町の認定者割合を年齢3区分別でみると、65～74歳が3.7%、75～84歳が15.1%、85歳以上が46.9%となっており、いずれの区分においても全国認定率・県認定率を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告月報（令和2年9月分）

4 第1号被保険者に占める要介護認定率の推移及び推計

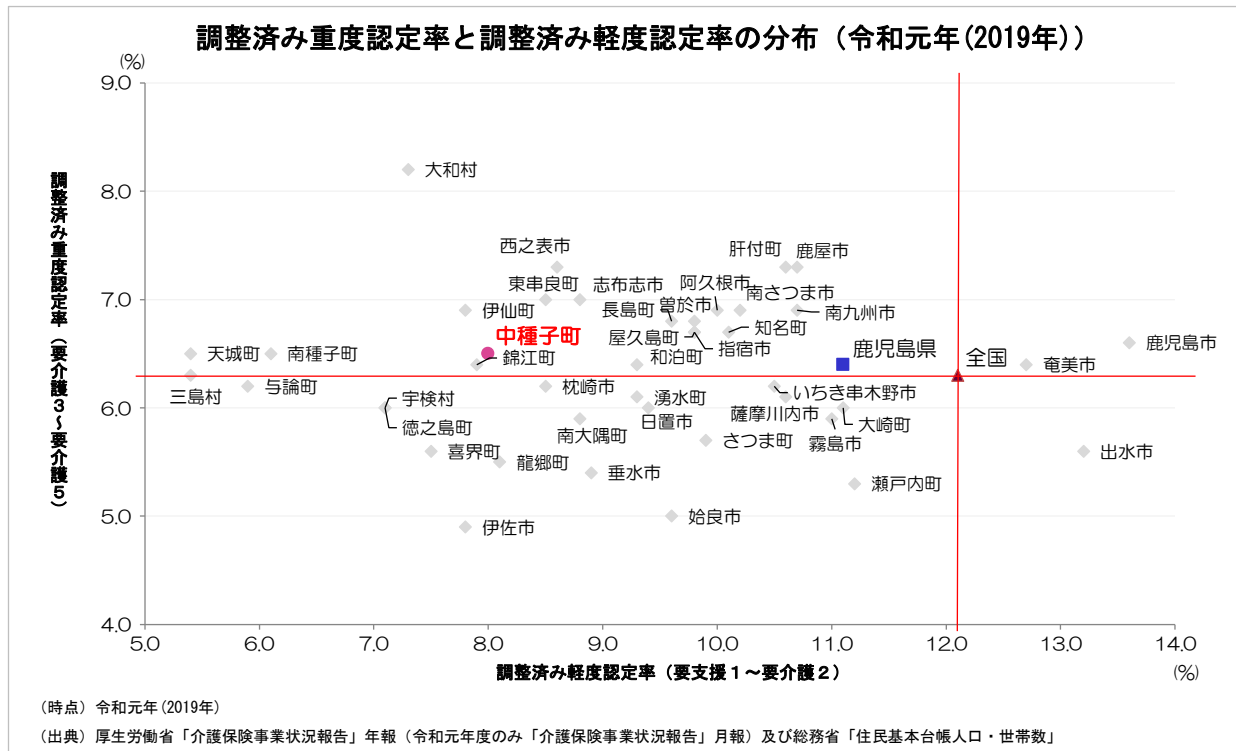
令和12年までの要介護認定率は、ほぼ同水準で推移し、令和17年から上昇に転じる予測となっています。認定率は前期高齢者より後期高齢者の方が高くなる傾向があるため、85歳以上人口の割合の増加が主な要因と考えられます。



出典：見える化システム

5 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布（保険者比較）

本町の調整済み^(注2)「軽度（要支援1～要介護2）認定率」と「重度（要介護3～要介護5）認定率」の状況をみると、重度認定率は全国平均を上回っていますが、軽度認定率は全国平均を下回っています。



出典：見える化システム

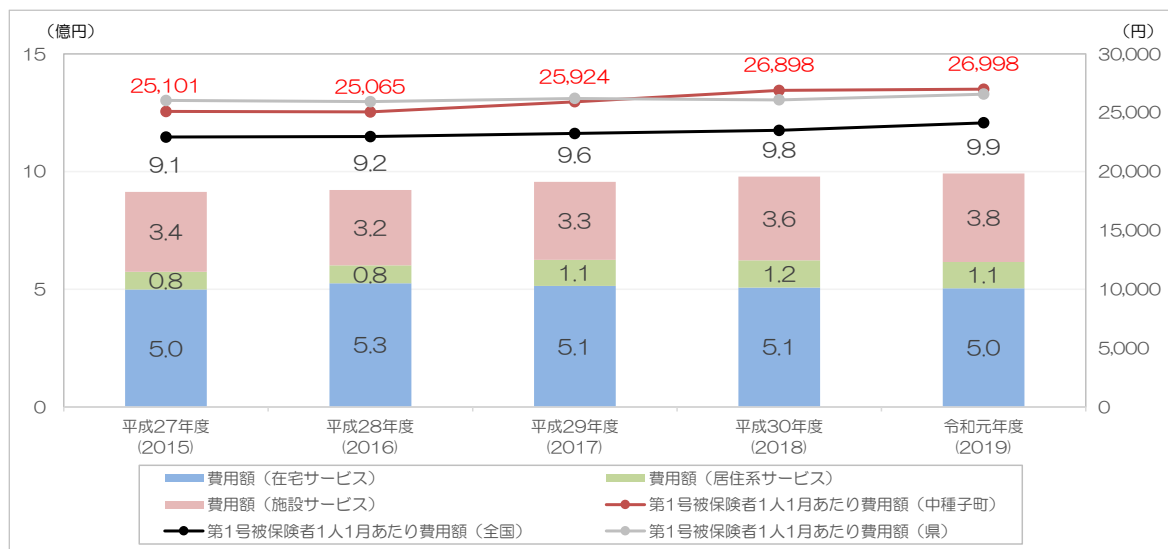
※ 調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮定した上で算出しているため、実際の認定率の分布状況とは異なります。

（注2）調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。

一般的に後期高齢者の認定率は前期高齢者のそれよりも高くなることがわかっています。第1号被保険者の性・年齢別人口構成が、どの地域も、ある地域または全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、それ以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなります。後期高齢者の割合が高い地域の認定率は、調整することで下がります。

6 介護費用額及び第1号被保険者1人1月当たり費用額の推移

本町の介護費用額は約10億円で推移しています。また、令和元年度の第1号被保険者1人1月当たり費用額は26,998円で、全国・県平均を上回っています。



出典：見える化システム

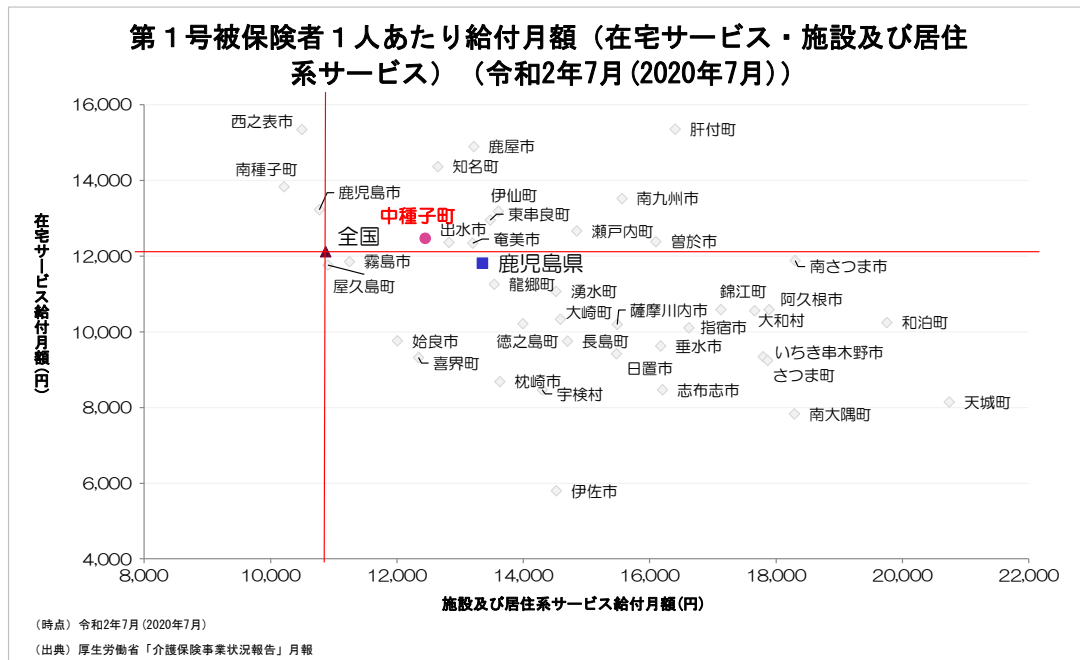
※「施設サービス」、「居住系サービス」、「在宅サービス」の内訳

指標名	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

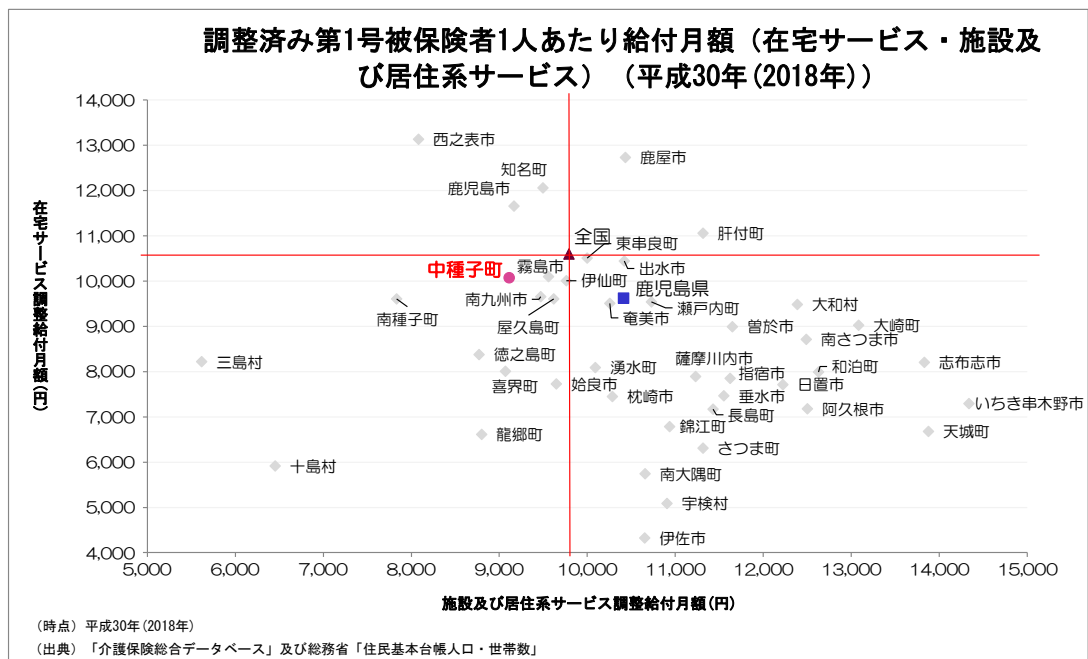
7 第1号被保険者1人当たり給付月額の分布（保険者比較）

第1号被保険者1人当たり給付月額の状況をみると、調整なしの場合、在宅サービス・施設及び居住系サービスのいずれも全国・県平均を上回っています。一方、調整済みの場合、いずれも全国・県平均を下回っています。

【調整なしの分布】



【調整済みの分布】



出典：見える化システム

8 高齢者等実態調査からみる本町の状況

(1) 調査の概要

① 調査実施時期

令和元年12月から令和2年1月まで実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

ア) 一般高齢者調査

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けていない方を対象とし、民生委員等による配布・回収を行いました。

イ) 在宅要介護（要支援）者調査

要介護（要支援）認定者で介護保険施設に入所していない方を対象とし、民生委員等による配布・回収を行いました。

ウ) 若年者調査

40歳以上65歳未満で要介護（要支援）認定を受けていない方を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

③ 配布数・回収数

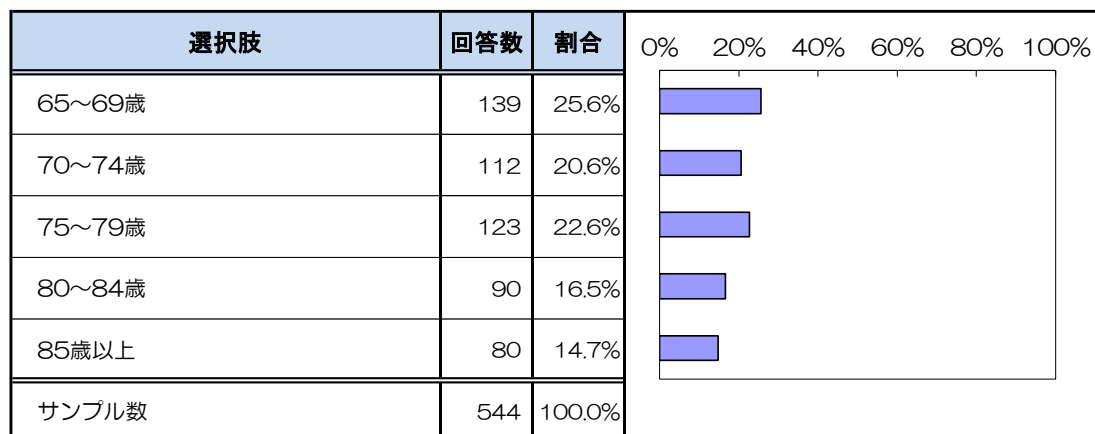
調査種別	配付数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者調査	550	544	98.9%
在宅要介護（要支援）者調査	320	302	94.4%
若年者調査	551	418	75.9%

④ 調査結果利用上の注意

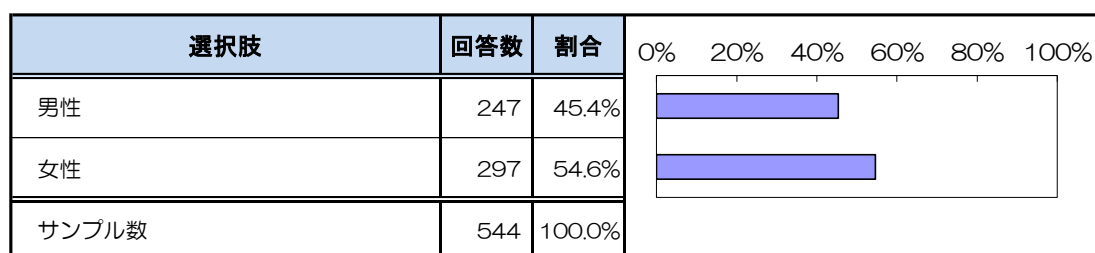
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・数表及び図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(2) 調査結果 (一般高齢者調査 抜粋)

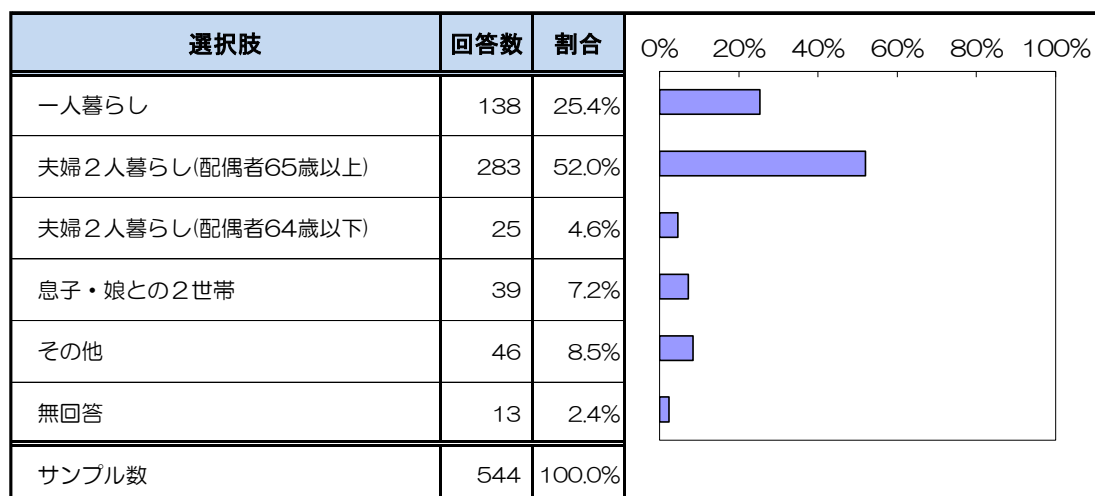
① 年齢



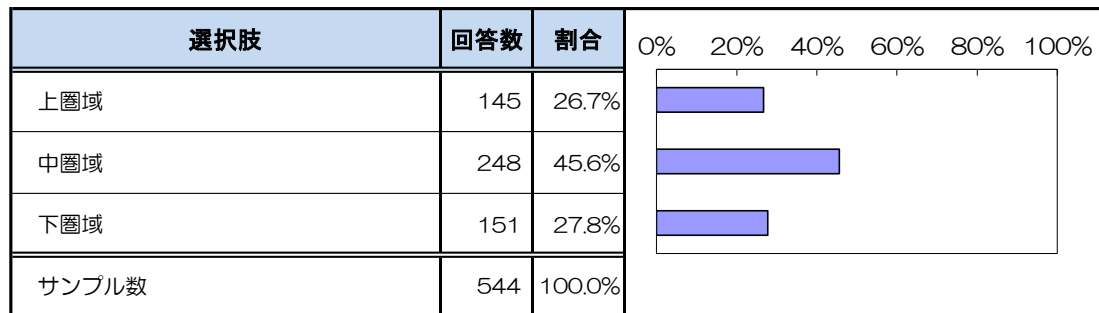
② 性別



③ 家族構成



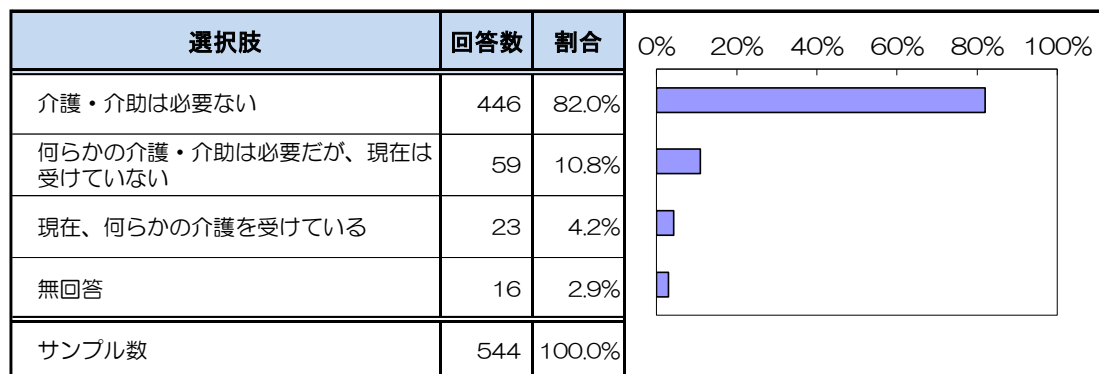
④ 居住圏域



⑤ 介護・介助の必要性

「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」の合計が15.0%となっています。

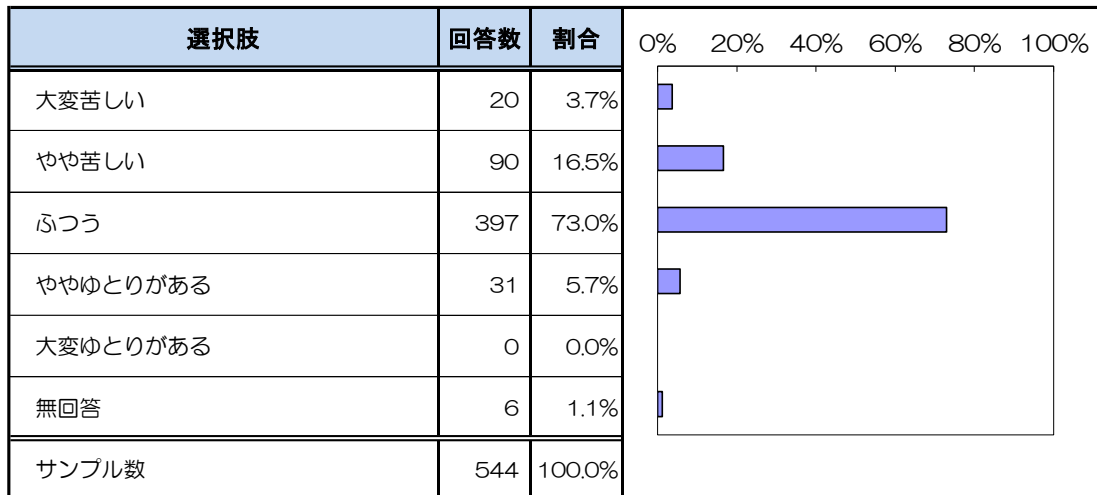
「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答した59名の方については、今後、介護認定を受け、サービス利用を必要とする事が見込まれます。



⑥ 経済的にみた現在の暮らしの状況

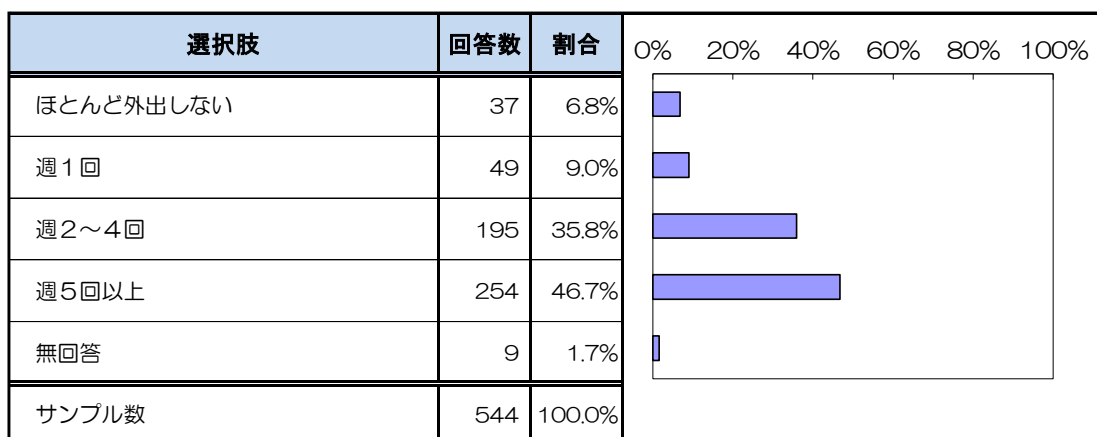
「大変苦しい」、「やや苦しい」の合計が 20.2%となっています。

3 年前の調査と比較すると「大変苦しい」、「やや苦しい」の合計が 5.6 ポイント増加し、「ふつう」と答えた方の割合が 3.3 ポイント減少しました。年金額は変動が少ないことを考えると、農業収入等の減少が推測されます。



⑦ 外出の頻度

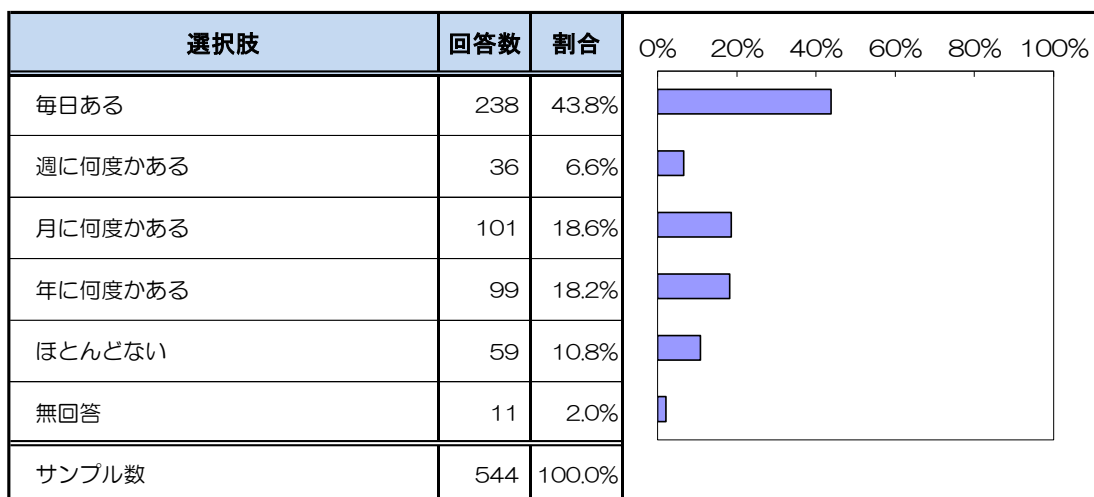
「ほとんど外出しない」「週1回」の合計が 15.8%となっています。周囲との関係が希薄になっていないか注意が必要です。



⑧ だれかと食事を共にする機会があるか

「ほとんどない」が10.8%で、3年前の調査と比較すると「ほとんどない」が4.3ポイント増加しています。

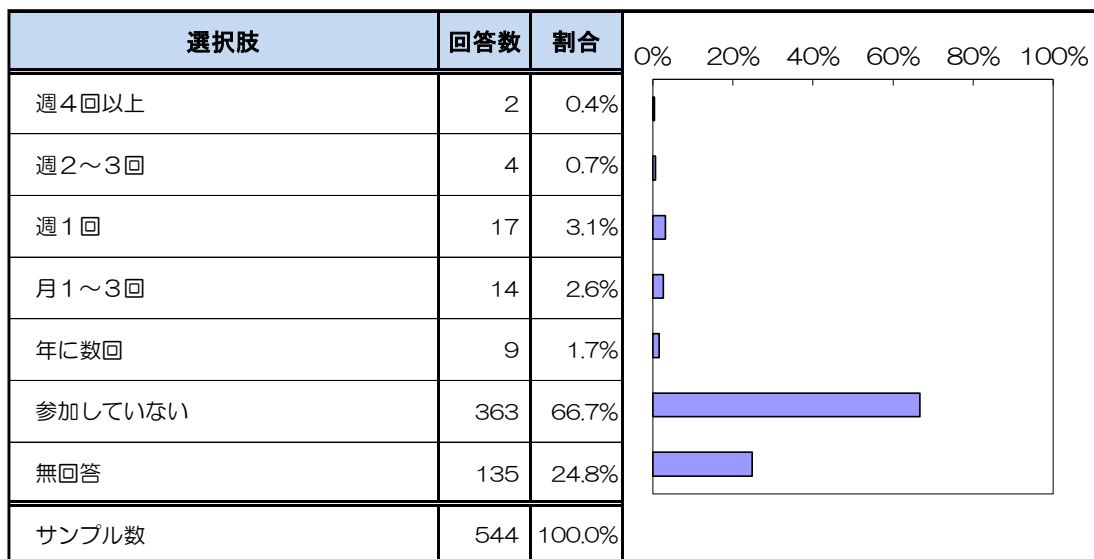
高齢者の孤食の機会が減少するように、地域活動への参加の促進や近隣住民・ボランティアによる声掛け等が必要です。



⑨ 介護予防のための通いの場に参加しているか

「参加していない」が66.7%となっています。

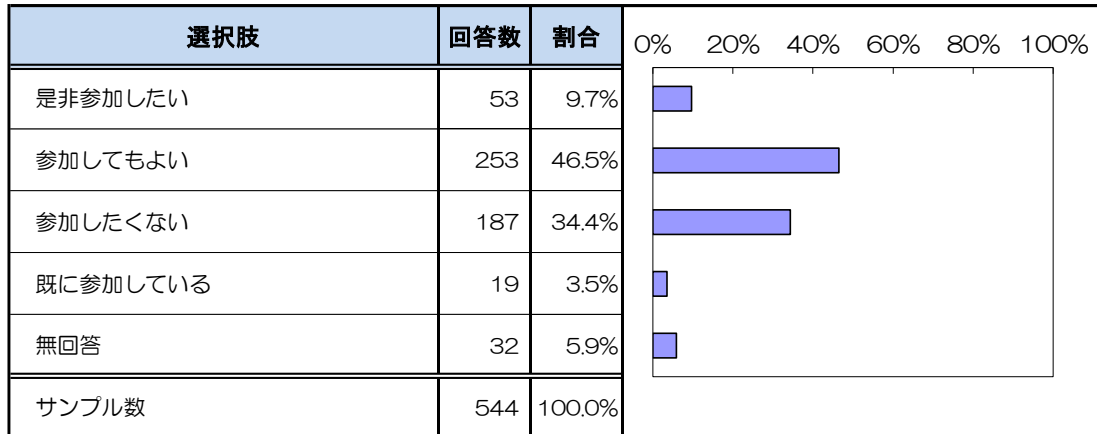
参加者増加のため、近隣住民やボランティアによる声掛け等が必要です。



⑩ 住民主体のグループ活動への参加意向

「既に参加している」が3.5%となっています。また、「是非参加したい」、「参加してもよい」の合計が56.2%となっています。

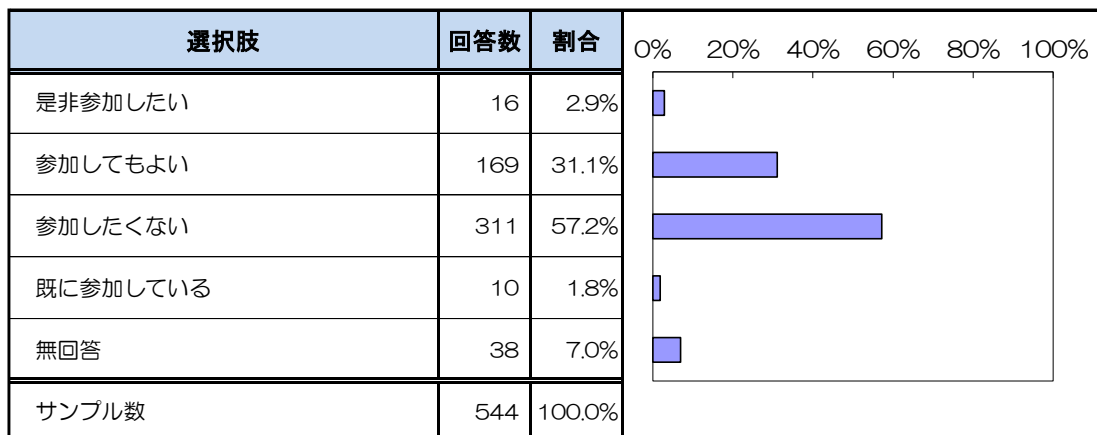
潜在的に参加ニーズのある方に対する、効果的な取組が必要です。



⑪ 住民主体のグループ活動での企画・運営（お世話役）の意向

「既に参加している」が1.8%となっています。また、「是非参加したい」、「参加してもよい」の合計が34.0%となっています。

潜在的に主体的参加ニーズのある方に対する、効果的な取組が必要です。

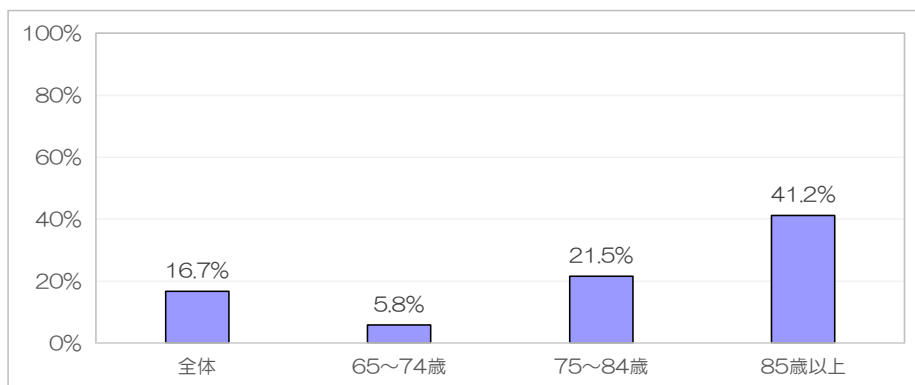


(3) 主な判定結果（一般高齢者調査判定結果）

① 運動器機能の低下

運動器機能の低下に該当する人の割合は全体で 16.7%となっています。
年代別にみると 85 歳以上が 41.2%で最も高くなっています。

【運動器機能の低下 該当者の割合】



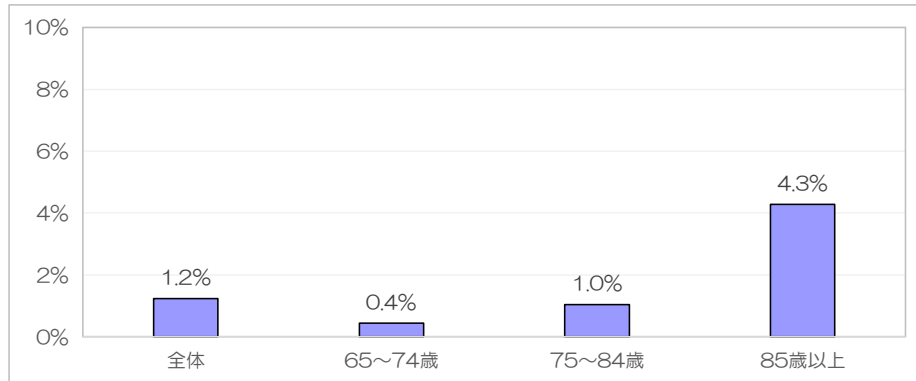
以下の設問のうち3問以上、該当する選択肢が回答された場合に、運動器機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
15 分位続けて歩いていますか	3. できない
過去 1 年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1 度ある
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

② 低栄養状態

低栄養状態に該当する人の割合は全体で 1.2%となっています。
年代別にみると 85 歳以上が 4.3%で最も高くなっています。

【低栄養状態 該当者の割合】



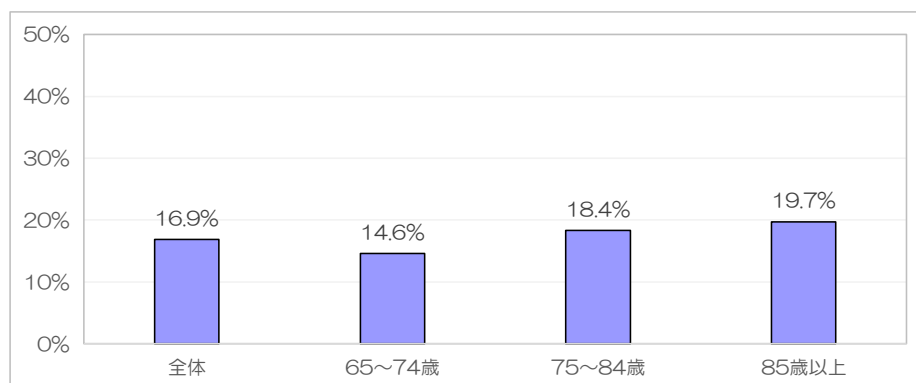
身長・体重から算出される BMI (体重 (kg) ÷ {身長 (m) × 身長 (m)}) が 18.5 以下で、下記の設問で該当する選択肢が回答された場合に低栄養状態にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
身長・体重	() cm () kg
6 か月間で 2 ～ 3 kg 以上の体重減少がありましたか	1. 減少があった

③ 口腔機能の低下

口腔機能の低下に該当する人の割合は全体で 16.9%となっています。
年代別にみると 85 歳以上が 19.7%で最も高くなっています。

【口腔機能の低下 該当者の割合】



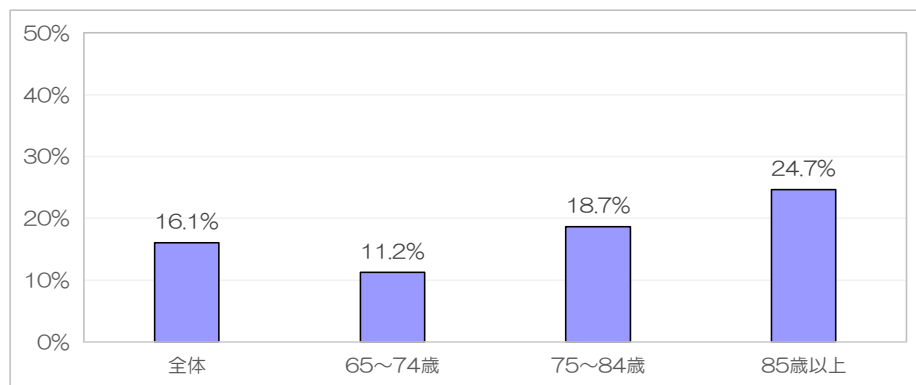
以下の設問のうち2問以上、該当する選択肢が回答された場合に、口腔機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい
お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい
口の渇きが気になりますか	1. はい

④ 閉じこもり傾向

閉じこもり傾向に該当する人の割合は全体で 16.1%となっています。
年代別にみると 85 歳以上が 24.7%で最も高くなっています。

【閉じこもり傾向 該当者の割合】



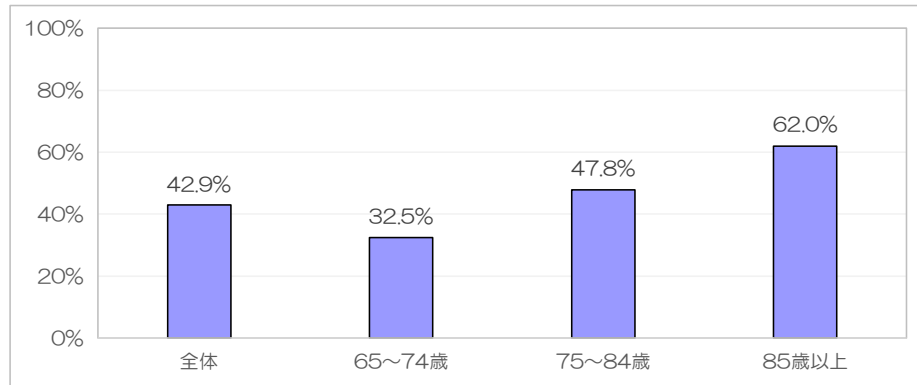
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、閉じこもり傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回

⑤ 認知機能の低下

認知機能の低下に該当する人の割合は全体で 42.9%となっています。
年代別にみると 85 歳以上が 62.0%で最も高くなっています。

【認知機能の低下 該当者の割合】



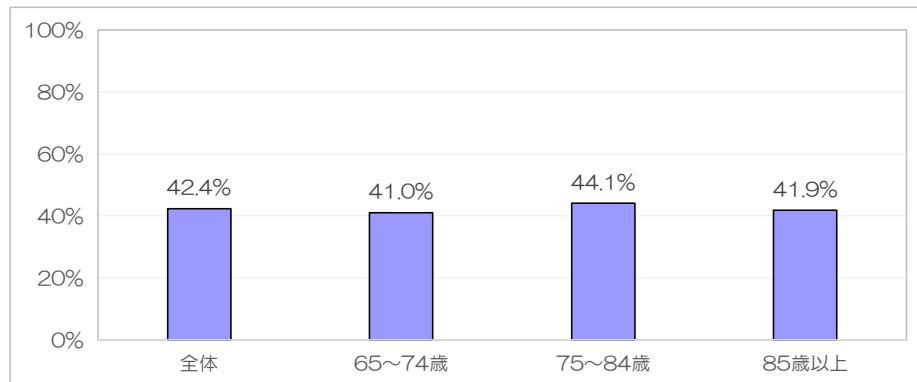
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、認知機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
物忘れが多いと感じますか	1. はい

⑥ うつ傾向

うつ傾向に該当する人の割合は全体で 42.4%となっています。
年代別にみると 75～84 歳が 44.1%で最も高くなっています。

【うつ傾向 該当者の割合】



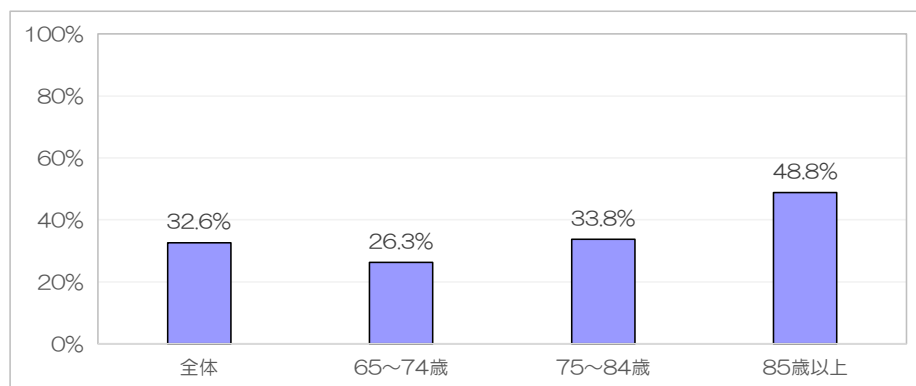
以下の設問でいずれか1問でも、該当する選択肢が回答された場合に、うつ傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい

⑦ 転倒リスク

転倒リスクに該当する人の割合は全体で32.6%となっています。年代別にみると85歳以上が48.8%で最も高くなっています。

【転倒リスク 該当者の割合】



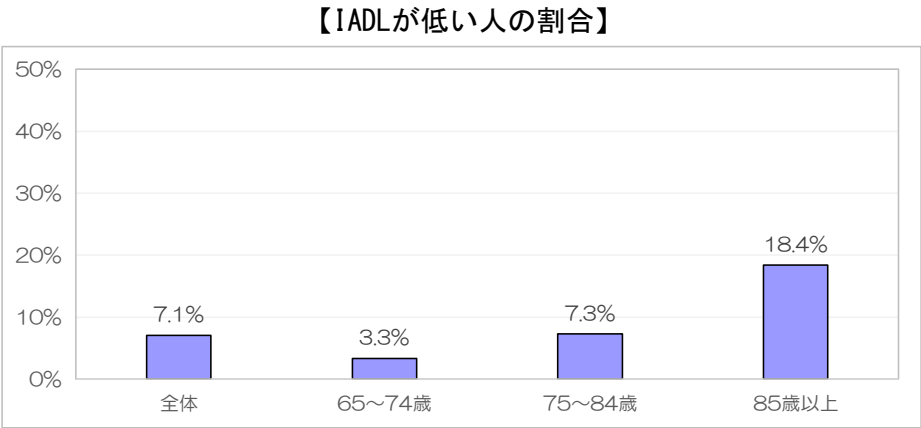
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に転倒リスクがあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある

⑧ IADL（手段的日常生活能力）

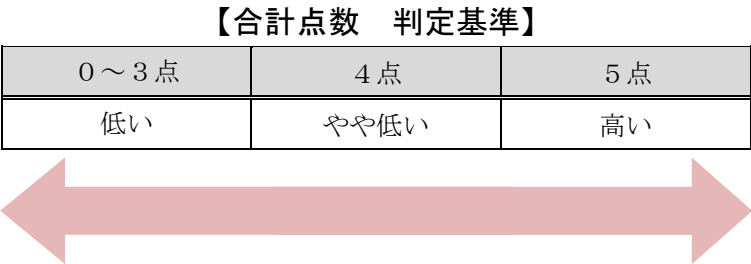
手段的日常生活動作（IADL）は「掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作のことを指します。

IADLが低い人の割合は全体で7.1%となっています。
年代別にみると85歳以上が18.4%で最も高くなっています。



以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に各1点とし、その合計点数で評価を行いました。

設問内容	該当する選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	「1. できるし、している」又は 「2. できるけどしていない」に1点
自分で食品・日用品の買物をしていますか	
自分で食事の用意をしていますか	
自分で請求書の支払いをしていますか	
自分で預貯金の出し入れをしていますか	



(4) 全国推計値との比較

全国推計値と比較して、だれかと食事を共にする機会が「ほとんどない」高齢者の割合が3.4ポイント、「年に何度かある」高齢者の割合が6.6ポイント上回っており、孤食傾向にあることがうかがえます。

	指標内容	中種子町	全国推計値
1	介護が必要な高齢者の割合	4.2%	7.8%
2	介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	10.8%	8.3%
3	現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	20.2%	30.1%
4	だれかと食事を共にする機会が「ほとんどない」高齢者の割合	10.8%	7.4%
5	だれかと食事を共にする機会が「年に何度かある」高齢者の割合	18.2%	11.6%
6	介護予防のための通いの場に参加していない高齢者の割合	66.7%	61.2%
9	地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	56.2%	52.6%
10	地域づくりへのお世話役としての参加意向のある高齢者の割合	34.0%	32.6%
11	運動器機能リスク高齢者の割合	16.7%	17.3%
12	閉じこもりリスク高齢者の割合	16.1%	16.9%
13	認知症リスク高齢者の割合	42.9%	43.1%
14	うつリスク高齢者の割合	42.4%	40.1%
15	転倒リスク高齢者の割合	32.6%	32.4%
16	IADL が低い高齢者の割合	7.1%	8.5%

出典：「見える化」システム

※ 全国推計値は2019年度調査を実施した355市区町村及び2020年度調査を実施した157市区町村の合計512市区町村分の推定値

9 介護サービス事業所調査からみる本町の状況

(1) 地域生活を送っていくにあたっての問題点

主な意見
・昔は隣近所にも遊びに行きやすかったが、今は気づかいがあり自由に行けない。
・認知症で地域の方から違った目で見られると感じている。
・家族も高齢となり自宅での介護が厳しい。
・独居老人の災害時の安否確認・避難誘導。要支援者の把握や日頃からの地域の交流を基盤とするコミュニティーの必要性

(2) 高齢者のニーズ(動向)

主な意見
・買い物につれて行ってほしい。してきてほしい。
・何かの活動を提供してほしい。
・足が不安定で、足の運動をしてほしい。
・転倒やけがの防止のための訓練をしてほしい。

(3) 地域包括ケアシステムの構築について

主な意見
・他事業への ICT 導入にむけた啓蒙。
・一般の方々への医療・介護・福祉への関心をもてるような活動取り組み。

(4) 事業所を取り巻く環境について

主な意見
・若年層の人材確保に苦慮している。法人内の平均年齢が高齢化してきているため、5年後10年後の担い手に不安を感じている。
・地域性を配慮しても本土との格差を感じる。
・若年層の福祉サービスイメージをどうにか変えたい
・介護職員に対しては処遇改善手当があるが、他の職種にはなく格差が生じている。介護職場全体の底上げをしてもらいたい。

10 介護支援専門員調査からみる本町の状況

(1) 介護保険対象の施設サービス以外のサービスで、中種子町で供給が不足していると感じているものはありますか。

- ・訪問看護（介護予防訪問看護）
- ・訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
- ・通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
- ・短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- ・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
- ・居宅介護支援（介護予防支援）
- ・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
- ・認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

(2) ケアプラン作成に際し、困ったことはありますか。

- ・サービス提供事業者との調整
- ・サービス提供体制が不十分で、利用者のニーズに対応できないこと
- ・利用者本人と家族との意見が異なるときの調整
- ・利用者や家族から、不必要なサービス提供を求められること
- ・医療機関等との連携やケアカンファレンス体制が確立できていないこと
- ・ターミナルや退院直後の方のサポート
- ・困難なケアプランの作成（認知症の利用者、医療行為が必要な利用者など）

(3) 中種子町の介護を取り巻く状況に関しての意見

- ・ケアマネジャーに限らずどの職種も人手不足。
- ・現場スタッフが高齢化していく。
- ・身元保証人がいらない方の入所も難しく、このような方々の支援サポートを充実させる必要がある。
- ・コロナの恐怖を感じ戦いながらずっと継続して支援しないといけない現状に精神的苦痛が大きい。

1.1 第7期計画の進捗状況

(1) 第1号被保険者数等

計画値とほぼ同水準で推移しています。

	実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元
第1号被保険者数 (人)	3,030	3,024	3,033	3,036	99.9%	99.6%
要介護認定者数 (人)	554	560	562	565	98.6%	99.1%
要介護認定率 (%)	18.3	18.5	18.5	18.6	98.7%	99.5%
総給付費 (円)	882,895,123	893,647,224	886,663,000	893,947,000	99.6%	100.0%
施設サービス (円)	319,609,296	337,160,490	308,383,000	308,521,000	103.6%	109.3%
居住系サービス (円)	104,007,799	100,333,190	108,211,000	107,569,000	96.1%	93.3%
在宅サービス (円)	459,278,028	456,153,544	470,069,000	477,857,000	97.7%	95.5%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	291,384.5	295,518.3	292,338.6	294,448.9	99.7%	100.4%

出典：見える化システム

(2) 各サービスの総給付費

施設サービスの介護老人保健施設、在宅サービスの訪問入浴介護、訪問看護、地域密着型通所介護、短期入所療養介護（老健）、特定福祉用具販売が計画値を上回って推移しています。

		実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)	
		H30	R元	H30	R元	H30	R元
施設サービス	小計 (円)	319,609,296	337,160,490	308,383,000	308,521,000	103.6%	109.3%
	介護老人福祉施設 (円)	287,971,395	278,944,436	292,415,000	292,546,000	98.5%	95.4%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	介護老人保健施設 (円)	31,637,901	58,216,054	15,968,000	15,975,000	198.1%	364.4%
	介護医療院 (円)	0	0	0	0	-	-
	介護療養型医療施設 (円)	0	0	0	0	-	-
居住系サービス	小計 (円)	104,007,799	100,333,190	108,211,000	107,569,000	96.1%	93.3%
	特定施設入居者生活介護 (円)	55,985,292	54,013,671	58,022,000	60,210,000	96.5%	89.7%
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (円)	48,022,507	46,319,519	50,189,000	47,359,000	95.7%	97.8%
在宅サービス	小計 (円)	459,278,028	456,153,544	470,069,000	477,857,000	97.7%	95.5%
	訪問介護 (円)	57,894,303	43,445,918	59,960,000	60,545,000	96.6%	71.8%
	訪問入浴介護 (円)	7,309,839	5,985,009	6,322,000	6,311,000	115.6%	94.8%
	訪問看護 (円)	13,375,072	20,195,658	7,060,000	7,685,000	189.4%	262.8%
	訪問リハビリテーション (円)	0	583,904	0	0	-	-
	居宅療養管理指導 (円)	185,193	274,563	290,000	290,000	63.9%	94.7%
	通所介護 (円)	75,698,999	73,780,241	80,027,000	81,487,000	94.6%	90.5%
	地域密着型通所介護 (円)	79,477,751	86,278,644	69,814,000	69,968,000	113.8%	123.3%
	通所リハビリテーション (円)	71,631	42,194	0	0	-	-
	短期入所生活介護 (円)	101,479,276	105,248,748	116,010,000	114,813,000	87.5%	91.7%
	短期入所療養介護（老健） (円)	12,458,845	12,791,530	8,476,000	8,557,000	147.0%	149.5%
	短期入所療養介護（病院等） (円)	0	0	0	0	-	-
	福祉用具貸与 (円)	24,061,389	23,500,842	22,476,000	23,078,000	107.1%	101.8%
	特定福祉用具販売 (円)	1,269,282	958,704	1,050,000	1,050,000	120.9%	91.3%
	住宅改修 (円)	3,092,741	3,083,429	3,173,000	3,933,000	97.5%	78.4%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (円)	0	0	0	0	-	-
	夜間対応型訪問介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型通所介護 (円)	2,361,411	0	690,000	1,406,000	342.2%	0.0%
	小規模多機能型居宅介護 (円)	37,032,201	38,128,424	48,321,000	51,064,000	76.6%	74.7%
	看護小規模多機能型居宅介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (円)	43,510,095	41,855,736	46,400,000	47,670,000	93.8%	87.8%

出典：見える化システム

第3章 基本理念・基本的視点

1 基本理念

本町に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要になっても、一人ひとりが尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するため第7期計画の基本理念を継承し下記のとおり定め、町民・事業者・関係者等と協働しながら、その実現に努めていきます。

【基本理念】

共につくる生きがいに満ちた
保健・医療・福祉のまちづくり

2 基本的視点

本計画の基本理念に向けた取組を進めるために、5つの基本的視点を掲げ施策を総合的に推進していきます。

【基本的視点】

- 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 2 地域共生社会の実現
- 3 尊厳が守られる暮らしの実現
- 4 安心・安全な暮らしの実現
- 5 介護保険事業の適切な運営

(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図ります。

また、高齢者が元気で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、高齢者の社会活動への参加を支援します。

(2) 地域共生社会の実現

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、一層の推進を図ります。

また、認知症施策を推進し、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。

※地域共生社会とは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会のこと。

(3) 尊厳が守られる暮らしの実現

介護が必要な状態となっても、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう、高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、家族や地域の関係者などと連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

(4) 安心・安全な暮らしの実現

高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携のもと、高齢者への地域での見守りや交通安全活動の推進、消費者被害の防止のほか、災害時等における支援や感染症対策の取組を進めます。

(5) 介護保険事業の適切な運営

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるよう、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

3 施策の体系

【 基本理念 】

共につくる生きがいに満ちた
保健・医療・福祉のまちづくり

【 基本的視点 】

- 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 2 地域共生社会の実現
- 3 尊厳が守られる暮らしの実現
- 4 安心・安全な暮らしの実現
- 5 介護保険事業の適切な運営

高齢者保健福祉サービス

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域生活の支援
- 3 安心・安全の暮らしづくり
- 4 社会参加・生きがいつくり

地域支援事業

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- 3 包括的支援事業（社会保障充実分）
- 4 任意事業

介護保険サービス

- 1 居宅サービス等・介護予防サービス等
- 2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- 3 施設サービス
- 4 サービス提供のための体制づくり

4 事業の体系

高齢者保健福祉サービス

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域生活の支援
- 3 安心・安全の暮らしづくり
- 4 社会参加・生きがいつくり

地域支援事業

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ① 訪問型サービス
 - ② 通所型サービス
 - ③ その他生活支援サービス
 - ④ 介護予防ケアマネジメント
 - (2) 一般介護予防事業
 - ① 介護予防把握事業
 - ② 介護予防普及啓発事業
 - ③ 地域介護予防活動支援事業
 - ④ 一般介護予防事業評価事業
 - ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
- 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
 - (1) 総合相談支援業務
 - (2) 権利擁護業務
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 3 包括的支援事業（社会保障充実分）
 - (1) 在宅医療・介護連携推進事業
 - (2) 生活支援体制整備事業
 - (3) 認知症総合支援事業
 - ① 認知症初期集中支援推進事業
 - ② 認知症地域支援・ケア向上事業
 - (4) 地域ケア会議推進事業
- 4 任意事業

介護保険サービス

1 居宅サービス等・介護予防サービス等

- (1) 訪問介護
- (2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護
- (3) 介護予防訪問看護・訪問看護
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション
- (5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション
- (8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
- (9) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護
- (10) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与
- (11) 介護予防福祉用具購入費・福祉用具購入費
- (12) 介護予防住宅改修・住宅改修
- (13) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護
- (14) 介護予防支援・居宅介護支援

2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- (1) 地域密着型通所介護
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
- (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

3 施設サービス

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 介護療養型医療施設

4 サービス提供のための体制づくり

- (1) 介護給付の適正化事業
- (2) 介護人材の確保

5 高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に関する指標

本町は、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の維持に向けて、以下の指標について目標値を設定することで、保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止等に取り組み、その達成状況を評価します。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止等に資する施策の指標

指標	現状	目標値		
	R2	R3	R4	R5
通いの場の参加率	12.6%	13%	14%	15%
通いの場の専門職の関与数	30 人	40 人	50 人	60 人
多職種連携検討会の開催	3 回	3 回	3 回	3 回
生活支援体制整備事業において課題解決の話し合いの場	22 か所	各圏域 12 か所	各圏域 14 か所	各圏域 16 か所
認知症初期集中支援チーム相談件数	3 件	5 件	5 件	5 件
認知症カフェの開催	月 1 回	圏域ごとに 1 か所、計 3 か所で月 1 回		
チームオレンジの設置数	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所

(2) 介護保険運営の安定化に資する施策の指標

指標	現状	目標値		
	R2	R3	R4	R5
ケアプラン点検事業所数	1 事業所	2 事業所	2 事業所	2 事業所
住宅改修前の現地確認件数	全件	全件	全件	全件
福祉用具購入の計画書確認件数	全件	全件	全件	全件
福祉用具貸与の調査件数	0 件	15 件	15 件	15 件

第4章 高齢者保健福祉サービス

1 健康づくりの推進

健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活の質の向上の実現を目指した取組を推進していきます。

(1) 集団健康教育

事業概要	集団健康教育は、生活習慣病の予防や健康増進、重症化予防など、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、若年期からの健康の保持増進に資することを目的に実施しています。					
実施状況	健康教育として ・住民(各種団体)の要望を受け実施するもの ・町の健康課題に対して対象を絞って実施するもの ・多くの人が集まる場(健診時や結果報告会、町のイベント・サロン)を活用して実施するもの ・その他 と様々な形で取り組んでいます。 生活習慣病の予防や健康増進のための正しい知識の普及だけでなく、具体的に取り組める栄養や運動についての実践的な教室も増やしています。					
今後の方向性	より多くの住民が生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識を身に付け、自分の体の状態を知り、自身の健康づくりを意識した生活をする事ができるよう、今後も多くの場を活用した健康教育を実施していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	90回	95回	90回	90回	90回	90回

(2) 重点健康相談・総合健康相談

事業概要	健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施しています。
実施状況	個別健康相談は、保健センターへの来所や訪問電話等で随時受け付けています。状況によっては関係機関と連携し、問題解決ができるように支援しています。また、イベントを活用して健康相談ブースを設置し、血圧測定や各種測定をしながら専門職が健康相談を実施しています。

今後の方向性	様々な場を活用し、より多くの方の健康相談に応じることができるよう周知し、相談しやすい場を設け今後も適切な指導及び助言ができるよう体制を整備します。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	5 回	20 回	5 回	5 回	5 回	5 回
延べ人数	344 人	608 人	300 人	300 人	300 人	300 人

(3) 歯周疾患検診

事業概要	歯周疾患検診は、40 歳以上の住民を対象に、歯周病予防や歯の喪失を予防することにより、高齢期における健康を維持し、日常生活における生活の質を向上させるために実施するものです。					
実施状況	年に一度、集団健診の場で希望者に歯周疾患検診を実施しています。医師の歯科検診だけでなく歯科衛生士による歯科保健指導を実施することにより、日常の歯みがき等による口腔ケアの質の向上を期待しています。また、20 歳以上の希望者も増加しており、口腔ケアの関心が高まっています。					
今後の方向性	「80 歳になっても 20 本以上の自分の歯を保とう」という 8020 運動を推進し、いつまでも自分の歯で充実した生活を送ることができるよう、各世代を通しての歯科保健指導に努めます。また、検診の実施にあたっては、より多くの希望者が安心して受診できる体制を整えていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
延べ人数	110 人	123 人	100 人	100 人	100 人	100 人

(4) 骨粗しょう症検診

事業概要	骨粗しょう症検診は、女性の方を対象に、骨量の減少や骨質の劣化を早期に発見し、骨が弱くなって、骨折や骨の変形を起こしやすくなる骨粗しょう症を予防する検診です。					
実施状況	年に一度、集団健診や町のイベント会場で、骨粗しょう症検診を実施しています。骨粗しょう症は閉経後の女性に多いと言われていますが、男性でも女性でも骨折や骨の変形を起こし、日常生活に支障をきたす可能性があるため、性別に関係なく、希望者に対して実施しています。					

今後の方向性	閉経や加齢など、様々な原因により骨量の減少や骨質の劣化がおこるため、定期的に骨粗しょう症検診を受診することで、骨折や骨の変形、又はそれらによる生活の質の低下が起こらないよう健診の実施とその後の保健指導を実施していきます。また、検診の実施にあたっては、より多くの希望者が安心して受診できる体制を整えていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
延べ人数	398 人	375 人	350 人	350 人	350 人	350 人

(5) がん検診

事業概要	がん検診は、がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん等の各種検診を行う検診です。胃がん、肺がん、大腸がん検診は 40 歳以上、乳がん検診は 40 歳以上の女性、子宮がん検診は 20 歳以上の女性が対象となります。					
実施状況	女性がん検診として子宮頸がん検診（令和 2 年度から、子宮頸がんの個別検診を実施）と乳がん検診を、基本健診と同時に受診できる集団健診として肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診を実施しています。また、町独自で前立腺がん検診や腹部超音波検査も取り入れています。さらに、がん検診の各場面において、がんに関する健康教育も実施しています。					
今後の方向性	がんは早期に発見し、適切な医療を受けることによって、多くの場合治るといわれるようになってきています。がんの早期発見・早期治療がいかんにか大切に伝え、より多くの方にがん検診を受けてもらえるよう、がん検診の普及啓発及び受診しやすい検診体制づくりに努めます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	17 回	17 回	17 回	17 回	17 回	17 回
延べ人数	3,608 人	3,396 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人

(6) 訪問指導

事業概要	訪問指導は、心身の状況や置かれている環境等に照らし、療養上の保健指導が必要な住民を対象に、保健師等が本人とその家族に必要な指導と心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図る目的で実施しています。					
実施状況	健（陰）診結果の要精密者や早期介入が必要な方、個別対応が必要な方を対象に訪問及び保健指導等を実施しています。また、個人や家族の健康の保持・増進を図るため、医療機関や関係機関と連携した訪問も実施しています。					
今後の方向性	住民ニーズを把握しながら、疾病予防・健康の保持増進を図れるように他職種と連携した支援を行います。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施実人数	83 人	68 人	50 人	80 人	80 人	80 人

(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

今後の方向性	高齢者は、複数の慢性疾患を持った方が多く、また、身体的、精神・心理的、社会的な様々な課題を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向があります。高齢者は「疾病予防・重症化予防」と「生活機能の維持」の両面にわたるニーズがあり、今まで医療保険の分野で実施していた保健事業と介護保険における介護予防を一体的に実施することが高齢者の質の向上につながります。 令和 2 年 4 月に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律等の改正法」に基づき、効果的な実施を推進します。
--------	--

(8) リハビリテーション提供体制の整備

今後の方向性	リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。 このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、国や県と連携し、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組みます。
--------	--

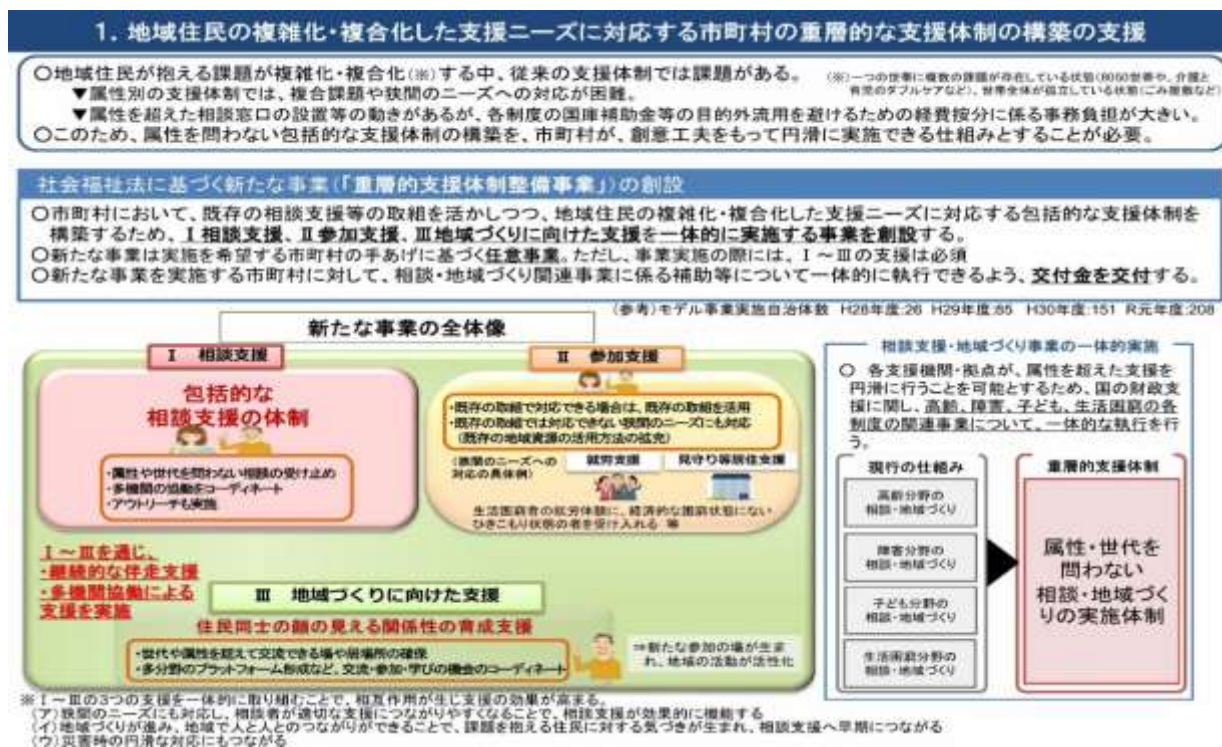
2 地域生活の支援

ひとり暮らしや高齢者世帯の見守りとともに、健康でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、地域や生活の実情に応じた様々なサービスを提供し、高齢者福祉の向上に努めます。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

事業概要	今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、国では包括的支援体制構築事業や重層的支援体制整備事業など様々な事業を提示しています。
実施状況	令和2年度まで国のモデル事業である地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業を実施しており、地域（集落単位）のサロンの立ち上げや高齢者いきいき交流事業などの生きがいきり活動などを行いました。
今後の方向性	困り事相談受付体制を一本化し、本人やその家族を支援できるよう関係機関との連携を強化します。 また、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」において、これまで実施している事業を継続しながら、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮など一体的な支援体制構築を目指します。

【重層的支援体制 イメージ】



出典：厚生労働省資料

(2) 地域見守りネットワーク支援事業

事業概要	本町では、在宅福祉アドバイザーを中心に、一人暮らしや寝たきりのお年寄り・障がい者など援護を必要とする人々に対し、声かけや安否確認などを行う地域見守りネットワークづくりを進め、その核として保健福祉システムの円滑な形成及び効果的な推進を図っています。					
実施状況	地域見守りネットワーク推進員を中心に戸別訪問時の声掛けや、話し相手や相談を受け、相談支援包括化推進員や相談支援包括化推進会議による行政との連携強化を図り、見守り活動や困りごとの解決を図っています。					
今後の方向性	ネットワーク推進員や民生委員と行政の連携を密にし、要配慮者に対して切れ目のない見守り支援体制を整えます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置地区	60 地区	60 地区	60 地区	60 地区	60 地区	60 地区

(3) 高齢者見守り事業

事業概要	高齢者見守り事業は、見守りネットワーク推進員や民生委員の活動を育成・支援し、地域の高齢者の見守り体制を構築する事業です。					
実施状況	介護認定者、要配慮者等の緊急連絡カードを作成・配布し、地域見守りネットワーク推進員や民生委員等の訪問・声掛け活動等を行っています。					
今後の方向性	地域見守りネットワーク支援事業と一体的に、見守り体制の強化を図ります。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	320 人	206 人	145 人	200 人	200 人	200 人

(4) 高齢者等給食宅配サービス事業

事業概要	高齢者等給食宅配サービス事業は、ひとり暮らしや虚弱な高齢者、身体障がい者等で日常生活に著しく支障のある方に対し、配食を行うことにより、高齢者等の自立した生活の維持や安否の確認を行う事業です。
実施状況	中種子町社会福祉協議会へ委託して、配食と見守りを行っています。

今後の方向性	ひとり暮らし高齢者等の健康保持及び見守り活動の観点からも重要な事業であるため、引き続き継続して実施していきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者実人数	28 人	28 人	23 人	25 人	25 人	25 人

(5) 敬老金支給事業

事業概要	敬老金支給事業は、町内在住の高齢者の長寿を祝福し敬意を表するため、満 80 歳以上の節目等の高齢者に対し、長寿祝金を支給する事業です。					
実施状況	当年度内に対象年齢となる方を対象に、敬老金を支給しています。また、90 歳到達者に記念写真を贈呈しています。節目に敬老金を贈ることにより、高齢者の生きがい対策に寄与しています。					
今後の方向性	これまで社会を支えてきた高齢者に敬意と感謝を表するため、敬老金の支給を継続していきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者実人数	231 人	311 人	223 人	225 人	220 人	257 人

(6) 介護者健康教育・健康相談事業

事業概要	介護者健康教育・健康相談事業は、要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護教室や交流会を開催し、介護者自身の健康管理や心身の負担軽減を図る事業です。					
実施状況	介護者同士が介護の情報交換をしたり、気持ちを共有できる場として毎月「介護者のつどい」を開催しています。					
今後の方向性	今後も定期的な「介護者のつどい」の開催や介護者教室、交流会を行い、介護者の健康管理や心身の負担の軽減のため支援をしていきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
延べ参加者数	41 人	49 人	50 人	60 人	60 人	60 人

(7) 家族介護用品支給事業

事業概要	家族介護用品支給事業は、重度の在宅高齢者等介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする事業です。					
実施状況	在宅で重度の高齢者を介護している家族に対して年間6万円を限度に介護用品を支給しています。					
今後の方向性	在宅で介護を受けたいという高齢者が最後まで住み続けられるよう、介護する家族の経済的・精神的負担軽減のために今後も支援していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者実人数 65 歳未満	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
受給者実人数 65 歳以上	5 人	2 人	2 人	5 人	5 人	5 人

(8) 介護手当支給事業

事業概要	介護手当支給事業は、在宅で寝たきり老人等を介護する者に対し、介護手当を支給することにより、介護者等介護負担軽減を目的とする事業です。					
実施状況	在宅で重度の高齢者を介護している家族に対して月額 5,000 円を支給しています。					
今後の方向性	要介護3以上の認定を受けたうえで、介護サービスの利用の無い方及び、特別障害者等を介護する者に対し特別障害者等介護者手当を支給することにより、介護者の福祉の増進を図ります。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者実人数 65 歳未満	2 人	2 人	8 人	9 人	9 人	9 人
受給者実人数 65 歳以上	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

(9) 家族介護慰労事業

事業概要	介護慰労事業は、重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、介護を行っていることの慰労として家族介護慰労金を支給し、重度在宅高齢者の家族介護の継続及び向上を図る事業です。
------	---

実施状況	介護サービスを利用せずに在宅生活を継続している対象者はいませんでした。					
今後の方向性	要介護4以上の認定があり、町民税非課税世帯の在宅高齢者の介護保険サービスの利用状況を把握し、介護している家族に慰労金を支給することで、在宅介護の継続及び向上を図ります。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(10) 生活指導型ショートステイ事業

事業概要	生活指導型ショートステイ事業は、ひとり暮らし高齢者等のうち、自立した生活に不安のある者及びやむを得ない事由のある者を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、要介護状態への進行の予防を図るものです。					
実施状況	利用者からの申請を基に利用決定をしており、緊急で宿泊させる場合は、関係者と連絡をとりながらスムーズな手続きを心掛けています。主に、養護老人ホームつまべに苑に宿泊させ、生活支援移送サービスと併用しています。					
今後の方向性	要介護状態への進行予防を図るための重要な事業であることから、事業のさらなる充実に努めます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者実人数	2人	2人	2人	5人	5人	5人

(11) 養護老人ホーム

事業概要	養護老人ホームは、65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を入所させ、擁護することを目的とする施設です。					
実施状況	近年では、待機者の増加や、受け皿の不足が大きな課題となっています。					
今後の方向性	入所者に要介護度の高い高齢者が増加していることから、介護施設等とも連携を図りながら待機者解消に努めていきます。また、入所判定会議においては、真に緊急性のある者を優先していきます。さらに、受け皿不足の問題は、町外も含め検討していきます。					

実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入所者数	37 人	39 人	38 人	38 人	38 人	38 人

（１２）有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県との情報連携の強化

今後の方向性	全国的に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っています。こうした状況を踏まえ、必要に応じて有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、県との情報連携を強化します。
--------	---

3 安心・安全の暮らしづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に生活できるよう、生活の質を高める取組や日常生活の安全性を高めるための取組に努めます。

(1) 交通安全対策

実施状況	交通安全運動期間における交通安全運動の普及啓発を行っています。
今後の方向性	関係機関と連携を強化し、交通危険箇所の点検活動や交通安全指導を充実し、高齢者等に考慮した交通安全施設の整備に努めます。

(2) 高齢者の防犯・防災対策

実施状況	自分たちの地域は自分たちで守るという隣保共同の精神と連帯感に基づき、年一回、各指定地域において高齢者を含む全世帯対象に巨大地震を想定した防災訓練を実施しています。また、地震・大雨・台風接近時には、最新情報の収集に努め町民に対して、防災行政無線による正確な情報提供に努めています。
今後の方向性	町防犯組合及び町防災協会と連携すると共に、各消防団員等による高齢者への声掛け等を実施し、地域ぐるみで安心・安全なまちづくりに努めていきます。

(3) 高齢者の消費者対策

実施状況	高齢者の消費者対策として、消費生活に関する知識及び消費者トラブルの実態等について啓発を図り、消費者意識の高揚及び被害防止に努めています。また、町内において消費者トラブルによる被害届や情報等を得た場合は、中種子交番と情報共有を行うと共に、防災行政無線を利用して地域住民に注意を促しています。
今後の方向性	引き続き消費者トラブルに関する注意喚起に努めます。

(4) 高齢者虐待防止の推進

実施状況	地域包括支援センターとの連携の下、民生委員や在宅福祉アドバイザー等、高齢者施設職員を中心に高齢者の虐待防止に関して情報提供及び啓発活動を行っています。
今後の方向性	関係機関との連携を更に強化し、高齢者虐待防止に努めます。

(5) 成年後見制度の利用促進

実施状況	高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談を受け、必要に応じて弁護士・司法書士による専門相談へのつなぎを行うとともに、申し立て手続き等の相談に応じています。
今後の方向性	今後も、成年後見制度の普及や利用促進を継続して行っていきます。 また、成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関の整備、地域連携ネットワークの構築、成年後見等の担い手確保と支援に努めます。

◆中種子町成年後見制度利用促進基本計画**ア. 計画の背景**

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律を平成28年5月に施行し、市町村は、制度の利用に関する施策について市町村計画を定めるよう努めるとされました。

本町は、地域包括ケアシステムと密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と中種子町成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、利用促進に取り組みます。

イ. 目的

行政機関だけでなく、地域住民や関係機関が一体となって支援が必要な人を支えることで、認知症や障害等により判断能力が低下しても、住み慣れた地域で一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生きることができる地域づくりを目指します。

ウ. 目標

目標1 制度利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して制度を利用できる環境整備を進めます。

成年後見制度の理解を深めて利用しやすい制度となるよう、周知・啓発を行い、関係機関とのネットワークを構築することで、権利擁護が必要な人の把握と支援に努めます。

また、身寄りがない高齢者等、親族申立てが困難な場合は町長申立てを行います。

目標2 早期段階からの相談・対応を進めます。

早期段階から相談・対応することで問題の重度化を防ぎます。

目標3 利用者に寄り添った制度の運用を進めます。

地域住民や関係機関が一体となって権利擁護が必要な人の支援を行い、本人の意思を尊重するための意思決定を重視した制度の運用を進め、本人らしい生活ができるよう努めます。

エ. 中核機関の設置

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。今後も近隣市町と調整し、設置の検討を続けていきます。

オ. 中核機関の役割

中核機関に求められる役割として、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の段階的・計画的な整備が求められています。

広報機能と相談機能は令和3年度より実施し、成年後見制度利用促進機能と後見人支援機能は、今後実施・拡充できるよう検討します。

広報機能	地域での研修や講演会等を実施することで、制度の意義やどのような場合に制度が必要なのか、また、どこに相談したらいいのかを、町民への周知・広報を行います。
相談機能	相談窓口をわかりやすく明示し、地域住民や関係機関からの早期段階からの相談に対応します。
成年後見制度利用促進機能	家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、家庭裁判所や後見人候補者との連携を進めることに努めます。また、市民後見人の研修により、担い手の育成と活動の促進に努めます。
後見人支援機能	親族後見人等からの日常的な相談への対応や、家庭裁判所への提出書類の作成を支援することで、本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう努めます。

（６）災害時における支援を要する高齢者への対策

実施状況	災害時要援護者管理システムを導入し、必要な方は担当介護支援専門員等の協力のもと、個別支援計画を作成し、毎年更新しています。
今後の方向性	中種子町地域防災計画を基に、災害時には警察及び消防関係との避難行動要支援者の情報共有に努め、各関係機関での連携強化を図り、防災行政無線広報等を行うとともに避難支援体制を整備し、安全確保に努めていきます。また、日頃から介護事業所等と連携し、防災啓発活動や食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

（７）感染症に対する備えと検討

今後の方向性	介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。
--------	--

4 社会参加・生きがいづくり

高齢者が単なるサービスの受け手、利用者でなく、高齢者が高齢者を支える仕組みが必要であるとともに、高齢者が生きがいをもって自分らしい生活を継続できることが介護予防につながることから、生きがいづくりのための事業を推進することが必要です。そのため、高齢者が積極的に社会参加できるよう、役割や生きがいを持ち、活躍できる地域づくりを進めます。

（１）老人クラブ連合会ゲートボール・グランドゴルフ大会

事業概要	老人クラブ連合会による高齢者のゲートボール・グランドゴルフ大会を実施しています。					
実施状況	年2回のゲートボール大会に加え、女子ゲートボール大会、グランドゴルフ大会を実施しています。					
今後の方向性	ゲートボール、グランドゴルフ大会を継続しつつ、ウォーキング大会など各種軽スポーツも取り入れ、体力の維持・向上と健康増進、生きがいづくりに努めます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回

（２）老人クラブ活動助成事業

事業概要	老人クラブ活動助成事業は、高齢者の生きがいと健康、自立、自助、互助、自主的な社会活動の重要性を強調しながら、地域社会における活動を進め、高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として重要な役割を果たしています。
実施状況	各単位老人クラブが自主的に年間事業計画を作成し、地域の特色を生かした奉仕活動・健康増進活動・学習活動を行っています。また、各クラブにおいて会員増のための活動を積極的に実施しています。
今後の方向性	高齢者が保有している知恵と経験は、地域の貴重な財産であり、この資源を地域おこしに最大限に活用することは、高齢者の生きがいづくりにもつながることから、老人クラブへの加入者を増やすとともに、育成強化施策を積極的に推進していきます。

実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
クラブ数	25 クラブ	23 クラブ	22 クラブ	22 クラブ	22 クラブ	22 クラブ
会員数	962 人	866 人	860 人	840 人	840 人	840 人
加入率	41.7%	38.3%	36.6%	36.6%	36.6%	36.6%

(3) ボランティア活動事業

事業概要	本町では、単位老人クラブによる福祉センター清掃作業等のボランティア活動事業を実施しています。					
実施状況	福祉センター等での単位老人クラブ合同による清掃作業のほか、各地区の公民館や神社を自主的に清掃するなど、地域に寄与しています。また、高齢者の特性を生かした地域活動を行っています。					
今後の方向性	地域での美化活動や安全見守り活動、学童保育の指導など、高齢者が活躍する分野は幅広く、老人クラブ活動などを通じてボランティア意識の醸成を図ります。また、ボランティア活動がしやすい環境の整備に努めます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数	962 人	866 人	860 人	840 人	840 人	840 人
うち 65 歳以上	962 人	866 人	860 人	840 人	840 人	840 人

(4) 福祉センター等の利用促進

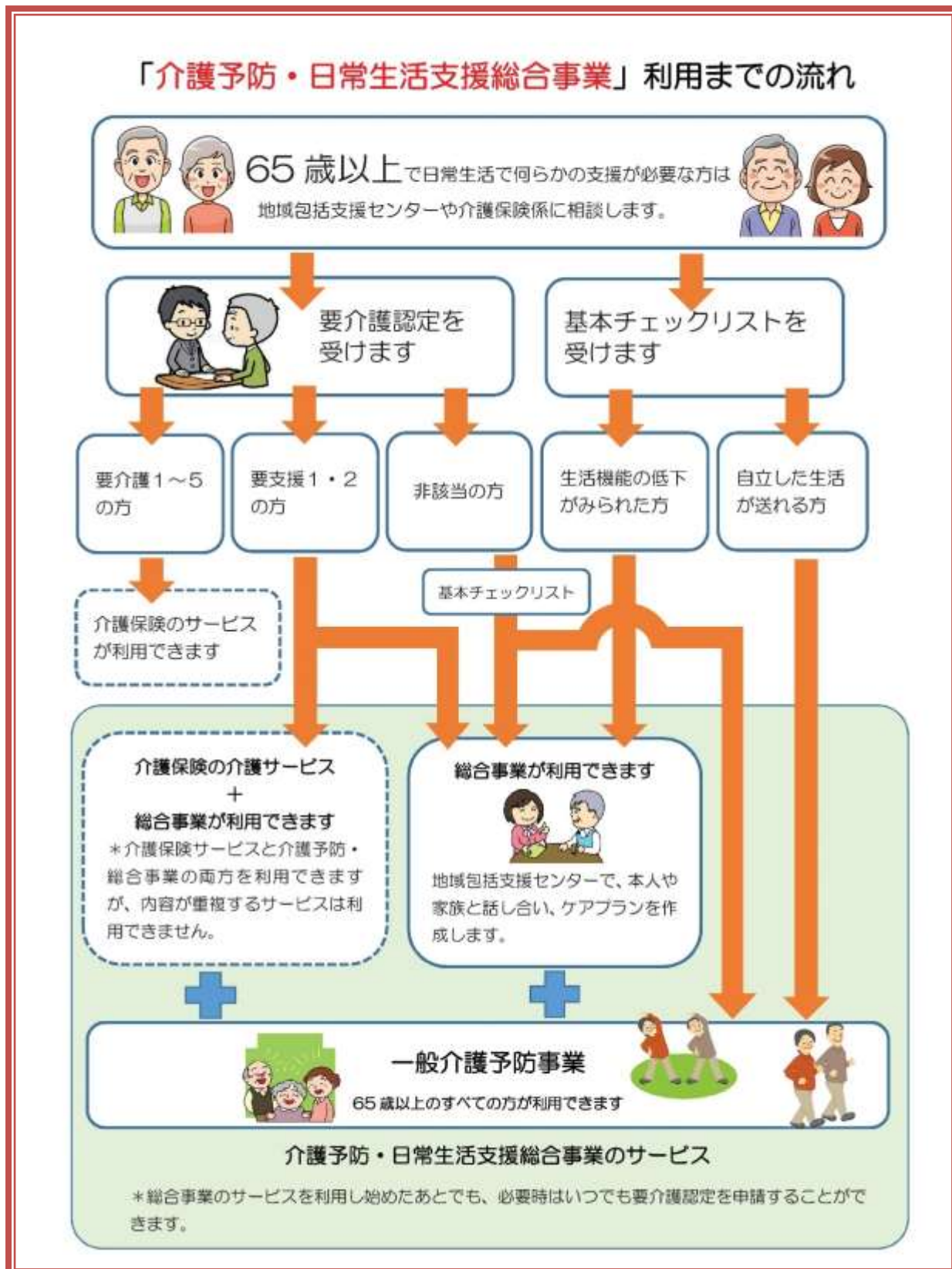
事業概要	本町には、福祉センターと温泉保養センターがあり、それぞれが高齢者の憩いの場として活用されています。
実施状況	福祉センターでは単位老人クラブ等各種団体の利用があります。また、防災計画の指定緊急避難所としても位置づけられています。さらに、温泉保養センターは高齢者等の憩いの場として利用されています。平成 30 年度と令和 2 年度にそれぞれの施設の改修と設備の更新を行いました。
今後の方向性	各種団体・高齢者の憩いの場として安心・安全な施設運営を図ります。また、地域住民の相互連帯意識を高め、健康増進と日常生活のリフレッシュ効果による福祉の増進とセンターの利用促進を図ります。

(5) シルバー人材センター育成事業

事業概要	シルバー人材センターは、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、これまで培ってきた貴重な経験と実績を基に会員相互の融和を図り、地域社会に親しまれるセンターとなるよう効果的な事業を実施しています。					
実施状況	事業計画に基づき「自主・自立・共働・共助」の基本理念をもとに、シルバー事業の目的である「高齢者の就業の機会を確保し、もって高齢者の福祉の増進に資すること」を基本に事業の推進に努めるとともに、働く意欲のある会員の就業確保と福祉の増進に取り組んでいます。					
今後の方向性	シルバー人材センターにおいては、「自分のものとして考え」「自分たちの力で育てる」「一緒になって働き」「お互いに助け合う」の基本理念を会員一人一人が再確認し、会員の確保（増員）、安全就業の徹底、就業機会の開拓、就業率の向上に取り組み、地域住民に親しまれ、信頼されるシルバー人材センターを目指して、創意と努力を続けていきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数	42 人	42 人	49 人	46 人	46 人	46 人

第5章 地域支援事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業



(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

事業概要	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行います。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれます。					
実施状況	平成 29 年 4 月から、本人の状態と意向を確認しながら必要な支援を行っています。					
今後の方向性	継続して利用している方も含め、自立支援に向けて今後も個別ケア会議等を実施しながら、専門職の協力のもと、運動・栄養・口腔等の必要な支援を提供していきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防訪問介護 相当実利用人数	8 人	7 人	10 人	11 人	12 人	13 人
A 型実利用人数	41 人	35 人	35 人	36 人	37 人	38 人
B 型実利用人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
C 型実利用人数	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人

② 通所型サービス

事業概要	要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。					
実施状況	平成 29 年 4 月から開始しています。訪問型サービス同様に本人の状況に合わせて必要な支援を行っています。					
今後の方向性	継続して利用している方も含め、自立支援に向けて今後も個別ケア会議等を実施しながら、専門職の協力のもと、運動・栄養・口腔等の必要な支援を提供していきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防通所介護 相当実利用人数	28 人	26 人	30 人	31 人	32 人	33 人
A 型実利用人数	81 人	99 人	100 人	105 人	110 人	115 人
B 型実利用人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
C 型実利用人数	9 人	3 人	10 人	10 人	10 人	10 人

③ その他生活支援サービス

事業概要	要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとし、具体的には、以下のサービスとします。 ①栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りを行う ②定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り ③その他、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして町が定める生活支援					
実施状況	基本チェックリストにより対象となった方に対して、地域資源等を活用したサービスを提供しています。					
今後の方向性	栄養改善等必要なサービスに対しては、既存の社地域資源等を活用しながら更に自立した生活の維持を目指します。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数	0 人	0 人	0 人	2 人	3 人	4 人

④ 介護予防ケアマネジメント

事業概要	要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や町の独自施策等、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。					
実施状況	必要時に介護予防マネジメントを実施しています。					
今後の方向性	介護予防の対象者の把握に努めるとともに、対象者の自立支援・重度化防止等に向けて、各関係機関と協力・連携しながら支援を行っていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
作成件数	729 件	708 件	710 件	750 件	750 件	750 件

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

事業概要	次に掲げる方法等により、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的としています。 ①要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携による把握 ②訪問活動を実施している保健部局との連携による把握 ③医療機関からの情報提供による把握 ④民生委員等地域住民からの情報提供による把握 ⑤地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握 ⑥本人、家族等からの相談による把握 ⑦特定健康診査等の担当課との連携による把握 ⑧その他町が適当と認める方法による把握
実施状況	通いの場等に不参加など社会参加がない方のうち、基本チェックリストを受けていない方を対象に、看護師が訪問を実施し把握に努めています。
今後の方向性	介護予防の対象者の把握に努めるとともに、後期高齢者保健事業と一体的実施に向け、担当部署と連携し、対象者の自立支援・重度化防止等に向けて各関係機関と協力・連携しながら支援を行っていきます。

② 介護予防普及啓発事業

事業概要	介護予防や健康づくりのパンフレットを作成し、健康相談や高齢者クラブ等各種団体の会合、生涯学習講座、町内イベントの場を利用しながら、介護予防や健康づくりについての住民の理解を深める目的で実施します。					
実施状況	後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に向け、担当部署と連絡調整しながら通いの場等において健康教育を実施しています。希望する通いの場には栄養・口腔等の講師を依頼し講話を実施しています。					
今後の方向性	担当部署と連携し、後期高齢者問診票およびKDBシステムを活用した通いの場への介入を行い、地域および個への支援に努め、通いの場の継続支援を行います。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延べ人数	1,027人	869人	800人	850人	900人	950人

③ 地域介護予防活動支援事業

事業概要	地域でいつまでも元気に過ごせる体力の向上を目指し、ストレッチ体操・筋肉トレーニング・リズム体操などやレクリエーションを通して、また、高齢者元気度アップポイント事業を活用し、元気高齢者の仲間を増やし、活動的な高齢者を目指します。					
実施状況	健康運動指導士等に協力をもらい、住民主体の通いの場等への技術支援等を実施しています。高齢者元気アップポイント事業は65歳到達者介護保険証交付の機会等を利用して推進しています。					
今後の方向性	介護予防を目的とした地域における通いの場を増やししながら、参加者への支援を継続実施します。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場の参加率	0.03%	6.1%	12.6%	13%	14%	15%

④ 一般介護予防事業評価事業

事業概要	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ります。 地域の実情を把握するための調査の実施にあたっては、介護保険事業計画の評価等を行う上で必要な項目を適切に選定し、調査結果に基づいて評価を行い、計画の見直しを行います。
実施状況	高齢者実態調査によるアンケート調査や生活支援体制整備事業による協議体等の意見、県の評価指標等を活用し評価を実施しています。
今後の方向性	現在の評価内容及び体制を継続実施します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	本町における介護予防の取組を機能強化する効果があると判断した内容を、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するよう努めます。実施に際しては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。					
実施状況	医療機関や介護事業所に属するリハビリテーション職及び健康運動指導士等による住民運営の通いの場の活動支援等を行っています。また、通いの場への栄養・口腔指導を実施しています。個別地域ケア会議には年間通じてリハビリテーション職を依頼し助言をもらうことで個人の介護予防重度化防止につなげています。					
今後の方向性	関係機関と連携しながら、通いの場等への専門職の関与を拡大していきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門職の関与数	20人	20人	30人	40人	50人	60人

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（1）総合相談支援事業

事業概要	本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断します。適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができる判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。 また、初期段階の相談対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認します。					
実施状況	相談内容も多様化・複雑化してきており、相談内容に応じた関係機関とも連携を図りながら、対応支援しています。					
今後の方向性	高齢者が地域で安心してその人らしい生活が維持できるよう、相談内容を的確に把握し、関係機関と連携しながら支援をしていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数	177 件	117 件	150 件	200 件	200 件	200 件

（2）権利擁護事業

事業概要	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。 日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。					
実施状況	生活環境の様々な要因により相談内容も変化するため、相談内容を的確に把握し、ニーズに即した関係機関と連携しながら支援しています。					
今後の方向性	行政、警察、社会福祉協議会等の関係機関を始め、生活上の関係事業者の理解を得て協力体制を強化し、地域の見守り活動を行っていきます。					

実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対応件数	3 件	2 件	3 件	5 件	5 件	5 件

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

事業概要	包括的・継続的マネジメント事業は、主治医やケアマネジャーなどとの他職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、個別相談窓口の設置によるケアプランの作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設ボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業です。					
実施状況	他職種連携のための研修会やケアプラン作成の研修会などケアマネジャーへの支援を行いながら、医療・介護の連携を図っています。					
今後の方向性	独居の高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、課題も多様化し、支援困難事例も増加することが考えられ、ケアマネジャーが支援しやすい体制づくりに努めます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
研修会の開催	2 か月に 1 回	2 か月に 1 回	2 か月に 1 回	2 か月に 1 回	2 か月に 1 回	2 か月に 1 回

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

(2) 生活支援体制整備事業

事業概要	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング）を有するものを「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とし、町区域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置します。 また、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、町が主体となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。					
実施状況	高齢者福祉の各種サービスを受けることのできる体制及び情報提供を推進するため、社会福祉法人や地域見守りネットワーク・民生委員等との連携を図っています。					
今後の方向性	日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域課題にあった資源の開発や関係機関等との連携強化を図りながら、高齢者の生活を支えていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課題解決の話し合いの場	○	○	1 圏域 6 2 圏域 6 3 圏域 10	各圏域 12 か所	各圏域 14 か所	各圏域 16 か所

(3) 認知症総合支援事業

① 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良好な環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を推進する事業です。					
実施状況	認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、現在、サポート医 1 名、チーム員 3 名（包括支援センター職員）を配置しています。総合相談の中で、必要に応じチーム員につなげ、認知症の人やその家族に対して支援をしています。					
今後の方向性	認知症初期集中支援チームに関する普及啓発を行いながら、今後も認知症の早期診断、早期対応の支援体制の構築を行い、認知症の人やその家族を支援していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数	3 件	0 件	3 件	5 件	5 件	5 件

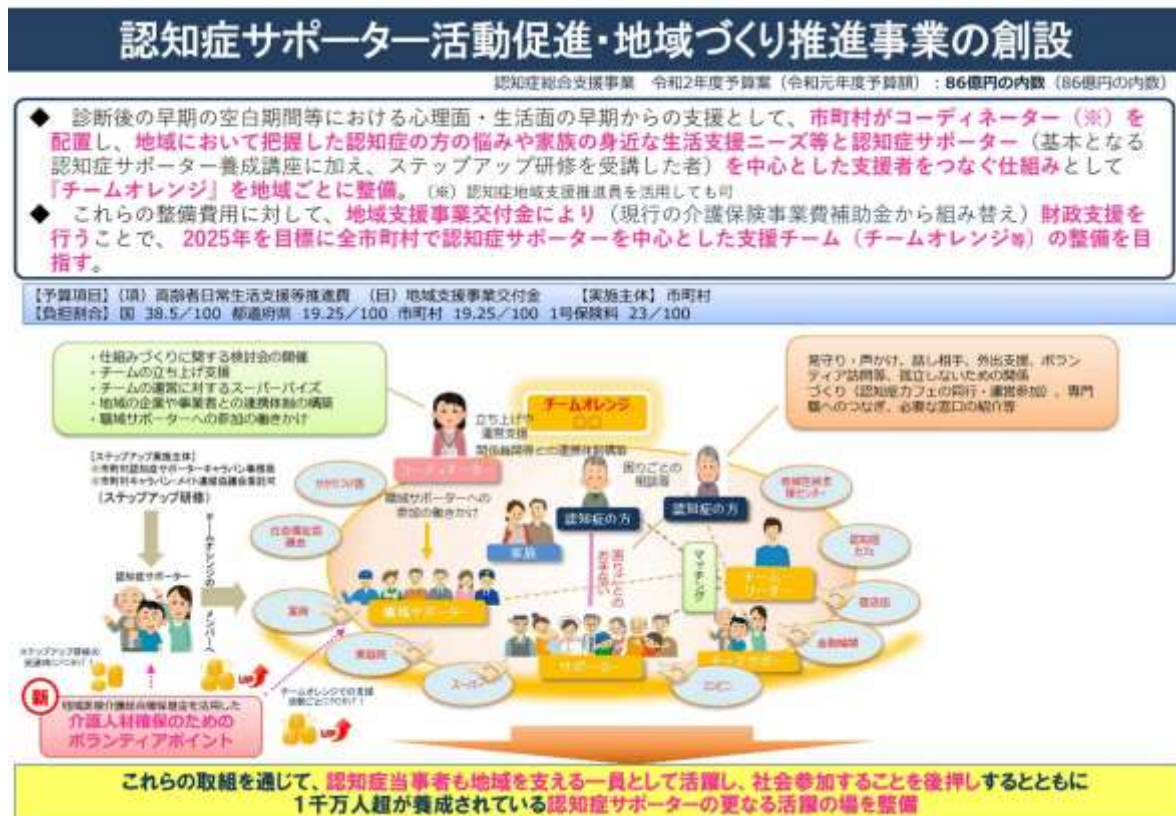
② 認知症地域支援・ケア向上事業

事業概要	認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る事業です。					
実施状況	現在 3 名の地域支援推進員を配置（包括支援センター職員 2 名、小規模多機能ホームこころ職員 1 名）しています。認知症ケアパスの更新・普及、認知症カフェの開催など、認知症の人やその家族を支援する体制を構築しています。					
今後の方向性	医療・介護事業所の認知症ケアの向上を図るため、研修会等の実施や連携強化を図り、身近なところで参加できる認知症カフェの開催など、認知症の人やその家族を支援する体制を構築していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症ケアカフェの開催	12 回	10 回	5 回	24 回	36 回	36 回

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

事業概要	認知症の人ができる限り地域の良好な環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係官協議会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とした事業です。
今後の方向性	チームオレンジコーディネーターを配置した上で、チームオレンジの立上げ支援やチームオレンジの運営支援を行っていきます。

【認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 概要】

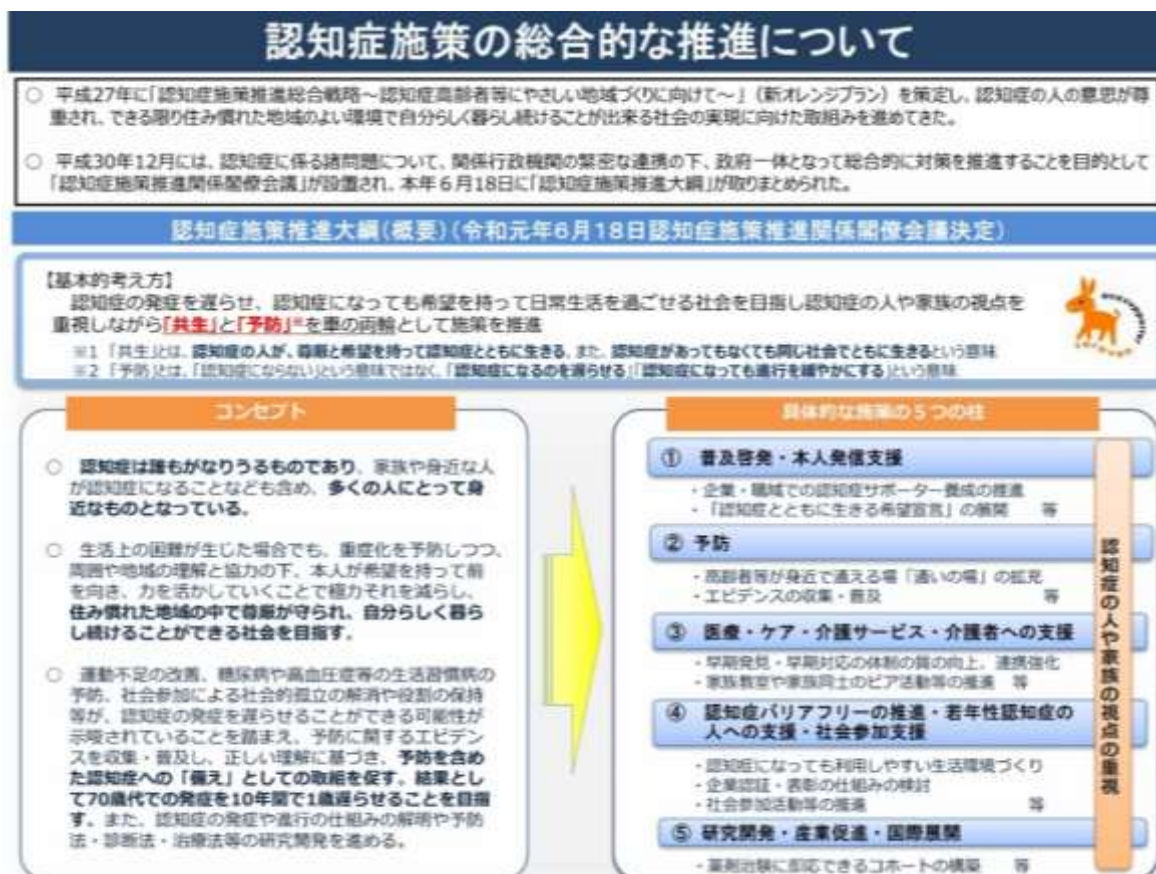


出典：厚生労働省資料

④ 認知症施策推進大綱を踏まえた取組の推進

今後の方向性	国では平成27年に「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を策定し、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良好な環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けた取組を推進してきました。平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係官僚会議」が設置され、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。 認知症施策推進大綱において、市町村の取組に関連する目標が設定されています。このことを踏まえ、国や県と連携しながら本町においても取組を推進します。
---------------	---

【認知症施策推進大綱の概要】



出典：厚生労働省資料

(4) 地域ケア会議の推進

事業概要	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する事業です。					
実施状況	地域ケア会議や個別ケア会議を実施しながら地域の課題抽出を行っていますが、抽出された課題を政策につなげるまで至っていない状況です。					
今後の方向性	個別ケア会議を開催し、台帳の整理をすることで個別課題と評価指標の明確化・地域課題を明らかにし、生活支援体制づくりに生かしていきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
個別ケア会議 の開催回数	3 回	12 回	11 回	12 回	12 回	12 回

4 任意事業

(1) その他の事業

① 認知症サポーター等養成事業

事業概要	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤を創ることを目的に開催しています。					
実施状況	小学生・中学生へのキッズサポーター養成講座、民生委員や一般住民向けに認知症サポーター養成講座を行っています。					
今後の方向性	地域や職域、学校教育等において認知症の正しい理解のため認知症サポーター養成講座を開催します。また、ステップアップ講座やフォローアップ研修を行い、見守りや活動支援の充実を図ります。チームオレンジコーディネーターを配置した上で、チームオレンジの立ち上げ支援やチームオレンジの運営支援を行っていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
チームオレンジ設置数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所

② 認知症ケアパスの周知

事業概要	認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を作成し、その内容を広く周知する事業です。
実施状況	認知症ケアパスの更新を行い、ホームページへの掲載と住民への説明や相談支援での活用を行っていきます。
今後の方向性	今後も認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等とも連携し、認知症ケアパスの見直しや更新を行いながら、ケアパスの普及・啓発、積極的活用を図っていきます。

※令和 3 年 1 月に更新した「認知症ケアパス」を本計画書 66～67 ページに掲載しています。

認知症ってどんな病気？



○認知症は脳の病気です

認知症は誰でも発症する可能性のある脳の病気です。脳の細胞が様々なことが原因で傷ついたり、働きが悪くなることで記憶や判断力が低下し、日常生活や対人関係の難しさが現われる進行性の脳の病気です。通常の老化による脳の衰えとは違います。原因により、いくつかの病気に鑑別されます。

○若年性認知症

認知症は高齢者だけがかかるものではありません。64歳以下で発症した場合は「若年性認知症」と診断されます。全国で3万8千人ほどいると言われており、40歳代後半から50歳代で発症する方が多く見られています。

○認知症と物忘れの違いは？

加齢による物忘れと認知症は異なります。

例えば食べた食事について、物忘れの場合何を食べたか思い出せない事がありますが、認知症は食べたこと自体を忘れてしまいます。認知症の場合、ヒントを出されても全く思い出すことが出来ず、つじつまを合わせようと作り話をしたりします。



○早期発見、かかりつけ医への相談が大切です。

・早い時期から薬を飲んだり、進行遅らせることが可能な場合があります。認知症を早く診断し、早い時期から薬を飲んだり、周囲が適切なかわりをもつことが、効果的だと言われています。

・治る場合や一時的な症状の場合があります。

正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫などの脳の病気や甲状腺ホルモンの異常などによって認知症の症状が現れることもあります。早めの受診で原因を突き止めて治療すれば、改善されることがあります。

・今後の生活について備えることが出来ます。

症状が軽く意思の疎通が出来るうちに、本人と家族で話し合い、今後の生活のプランを立てることが大切です。介護保険サービスを利用するなど、介護体制を整えていけば、生活上のトラブルを減らすことも出来ます。

○早期発見のめやす

- ☐ 同じことを何回も聞く、言う、行う
- ☐ 新しいことが覚えられない
- ☐ 置き忘れ、しまい忘れが多い
- ☐ 約束の日時や場所をよく間違える
- ☐ 慣れた道でも迷う事がある
- ☐ 些細なことで怒りっぽくなった
- ☐ 入浴や着替えをしないなど、身なりに構わなくなった
- ☐ 財布や通帳などを置き忘れた時に、人が盗ったと疑う



○受診するときは・・・

まずは、主治医に相談しましょう。その後、必要に応じて専門医療機関への受診を検討していくこととなります。

受診をすると、記憶や認知機能の程度を調べる検査や問診、血液検査、脳の状態を視る画像検査などが行われます。

医師の診断の際には、普段の様子を知っている家族などからの情報が重要になります。

病院を受診する前に、いつ頃から、どのような症状が、どのように進行してきたか等をまとめておくといよいでしょう。

相談する時は・・・

○認知症疾患医療センター

せいざん病院(西之表市) TEL:28-3331



○地域包括支援センターとは

地域包括支援センターとは、地域に住む高齢者の方が、住み慣れた自宅や地域で生活し続けられるよう、介護や健康など様々な側面から総合的に支援する機関です。高齢者やそのご家族からの相談を受け付け、必要な情報を提供したり関係機関との連絡調整を行います。

中種子町役場中央公民館内に事務所があります。来所、電話、訪問等希望の形で相談をお受けします。御気軽にお立ち寄りください。

中種子町地域包括支援センター(中央公民館内) TEL:27-1223

第6章 介護保険サービス

1 居宅サービス等・介護予防サービス等

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	57,896	43,448	46,451	47,766	50,430	51,014	50,430	46,300	42,606	41,476
	回数(回/月)	1,565.9	1,169.8	1,241.3	1,273.2	1,345.0	1,359.4	1,345.0	1,233.6	1,135.4	1,105.0
	人数(人/月)	67	59	64	67	69	70	69	64	59	57

(2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	7,310	5,985	4,414	3,413	3,415	3,415	3,415	3,415	3,415	3,415
	回数(回/月)	47.3	38.2	27.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3
	人数(人/月)	10	8	7	5	5	5	5	5	5	5

(3) 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	2,551	3,319	3,245	3,342	3,343	3,343	3,343	3,051	3,051	3,051
	回数(回/月)	59.0	77.4	71.2	72.9	72.9	72.9	72.9	67.0	67.0	67.0
	人数(人/月)	7	10	10	9	9	9	9	8	8	8
介護 給付	給付費(千円)	10,824	16,877	18,179	19,180	20,031	20,031	19,735	18,189	17,356	16,431
	回数(回/月)	211.8	344.0	377.7	395.5	413.4	413.4	407.1	375.5	357.5	338.3
	人数(人/月)	23	35	43	41	43	43	42	39	37	35

(4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	185	275	296	298	298	298	298	298	298	298
	人数(人/月)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(6) 通所介護

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	75,699	73,779	69,867	75,116	78,068	80,090	76,046	71,337	67,507	62,907
	回数(回/月)	827.0	823.8	799.0	851.6	878.4	896.2	860.6	803.6	761.4	710.0
	人数(人/月)	92	91	87	94	96	97	95	88	83	78

(7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	3,099	3,438	2,311	2,321	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323
	回数(日/月)	45.3	51.2	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8
	人数(人/月)	6	6	4	2	2	2	2	2	2	2
介護 給付	給付費(千円)	98,380	101,807	100,140	102,291	107,609	109,214	106,005	98,785	90,443	86,750
	回数(日/月)	1,062.2	1,103.4	1,091.8	1,115.5	1,173.9	1,189.7	1,158.1	1,076.4	988.9	947.3
	人数(人/月)	74	74	69	80	84	85	83	77	71	68

(9) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他の日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(日/月)	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	12,459	12,762	17,128	17,072	19,127	19,127	17,082	17,082	17,082	15,037
	回数(日/月)	92.3	90.2	123.2	121.2	136.8	136.8	121.2	121.2	121.2	105.6
	人数(人/月)	8	8	9	9	10	10	9	9	9	8

(10) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ、歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	2,501	1,939	2,072	2,231	2,231	2,178	2,231	2,183	2,026	1,920
	人数(人/月)	42	41	40	43	43	42	43	42	39	37
介護 給付	給付費(千円)	21,561	21,561	21,816	21,116	21,644	22,172	21,411	20,037	18,654	17,937
	人数(人/月)	146	151	145	143	146	149	145	135	126	121

(11) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

心身の機能が低下した人に、入浴や排泄に用いる購入費の一部を支給します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	632	286	804	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	637	673	525	264	264	264	264	264	264	264
	人数(人/月)	2	3	2	1	1	1	1	1	1	1

(12) 介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	1,268	1,623	1,074	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787
	人数(人/月)	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3
介護 給付	給付費(千円)	1,825	1,460	4,366	764	764	764	764	764	764	764
	人数(人/月)	2	3	6	1	1	1	1	1	1	1

(13) 介護予防特定入居者生活介護・特定入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排泄・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	55,985	54,014	57,614	60,194	60,227	60,227	60,227	57,977	57,977	52,802
	人数(人/月)	23	22	24	25	25	25	25	24	24	22

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

介護予防は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連携調整などの支援を行います。

居宅介護支援は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	2,495	2,681	2,460	2,685	2,687	2,634	2,687	2,634	2,476	2,318
	人数(人/月)	47	51	47	51	51	50	51	50	47	44
介護 給付	給付費(千円)	41,015	39,175	38,200	37,562	38,358	38,570	37,547	35,574	33,222	31,274
	人数(人/月)	235	221	217	213	217	218	213	201	188	177

2 地域密着型サービス

(1) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練などを行います。8期中に1事業所の開設を公募します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	79,477	86,281	92,786	101,287	139,011	168,440	129,832	107,135	93,399	88,919
	回数(回/月)	744.8	792.8	832.0	889.6	1,252.5	1,514.2	1,182.3	975.7	847.0	813.4
	人数(人/月)	74	70	68	71	103	124	100	83	72	70

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	386	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	37,032	37,743	41,293	42,735	45,635	45,635	42,759	42,759	40,647	37,770
	人数(人/月)	15	15	18	18	19	19	18	18	17	16

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	48,023	46,320	47,602	55,788	55,819	55,819	55,819	55,819	50,268	47,408
	人数(人/月)	17	16	17	20	20	20	20	20	18	17

(4) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24 時間 365 日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

(6) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設での入浴・排せつ・食事等の介護など、日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所で、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

【地域密着型サービスの必要利用定員総数の設定】

第8期介護保険事業計画において定める、本町内の施設・事業所の3年間の利用定員総数は、以下のとおりとします。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域密着型介護老人福祉施設				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
地域密着型特定施設入居者生活介護				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
認知症対応型共同生活介護				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
定員総数	18 床	18 床	18 床	18 床

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排泄などの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	287,972	278,945	295,233	291,871	292,033	292,033	300,574	288,708	271,914	257,393
	人数(人/月)	106	102	105	103	103	103	106	102	96	91

(2) 介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	31,638	58,216	61,212	77,033	77,075	80,318	80,318	77,075	73,833	67,084
	人数(人/月)	10	18	19	24	24	25	25	24	23	21

(3) 介護医療院

今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学的管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	18,569	18,569	9,285	13,770	18,569	18,569
	人数(人/月)	0	0	0	0	4	4	2	3	4	4

(4) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

4 サービス提供のための体制づくり

(1) 介護給付等費用適正化事業

事業概要	介護（予防）給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、介護給付等に要する費用の適正化を目的として実施する事業です。
実施状況	①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の主要5事業を実施しています。
今後の方向性	今後も主要5事業について取組の優先順位を決め、効率的な点検を実施し適正な介護サービスの提供に取り組みます。

① 要介護認定の適正化

事業概要	遠隔地を除く全ての認定調査を広域事務組合の調査員が行い、公正公平な認定調査を確保するとともに、調査員・審査会委員研修の開催等により要介護認定の適正化を図る事業です。
実施状況	調査員・審査会委員の現任研修等を開催しています。
今後の方向性	公正公平な認定調査の確保及び適正な認定審査会の実施を目指し、研修等の開催をしていきます。

② ケアプランチェックの点検

事業概要	利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、ケアプランが作成されているかの点検を行い不適切なプランについて指導していく事業です。					
実施状況	年に1回、個別指導にてケアプランの点検を実施しています。また、軽度者の福祉用具等貸与については、理由を確認の上承認をしています。					
今後の方向性	ケアプランの点検を定期的に効率よく実施できる体制づくりを行い、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が提供できるよう進めていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所

③ 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

事業概要	改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものであるかどうかについてきめ細かく確認を行う事業です。					
実施状況	住宅改修等の点検については、計画の段階で現地にて利用者立ち会いのもと確認を行い実施しています。また、福祉用具等は計画書の内容から必要性を検討し決定しています。					
今後の方向性	今後も住宅改修については事前確認を基本とし、必要に応じて改修後も確認を実施していきます。福祉用具についても必要性の検討を引き続き行っていきます。					
実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住宅改修前の 現地確認件数	全件	全件	全件	全件	全件	全件
福祉用具購入の 計画書確認件数	全件	全件	全件	全件	全件	全件
福祉用具貸与の 調査件数	〇 件	〇 件	〇 件	15 件	15 件	15 件

④ 縦覧点検・医療情報との突合

事業概要	鹿児島県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に、介護保険事業所に対してサービス実績を確認し、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行う事業です。
実施状況	医療給付と介護給付の突合情報を基に確認を行い、事業所に確認を行っています。
今後の方向性	引き続き国保連からの情報を基に確認作業を行います。

⑤ 介護給付費通知

事業概要	介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知し、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげていく事業です。
実施状況	介護保険サービス利用者に対し、介護給付費通知の毎年送付を実施しています。
今後の方向性	介護保険サービスの適正利用の推進及び事業所の架空請求等の防止・抑止の為に、引き続き送付を実施していきます。

(2) 介護人材の確保

事業概要	全国的に介護を担う人材が不足しており、介護人材の確保が介護保険サービスを安定的に提供する上で大きな課題となっています。国、県、近隣市町と合同で対策を進めていきます。
実施状況	「種子島でサーフィンを楽しみながら”ケア★スタ”しよう～」実行委員会作成パンフレット及び「介護PRビデオ」の配布を行い、島外の若年世代、島内の子どもたちに広報をおこないました。
今後の方向性	種子島地区福祉人材確保対策協議会を中心に、各事業所の詳細な情報の発信、地域福祉フェスタ等のPR活動を実施し、鹿児島県事業の「ケア★スタ」「かごJob」とあわせイメージアップを図ります。また、県の介護職員人材確保対策事業の周知を図り、事業所や関係機関と連携した取組を支援します。

第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定

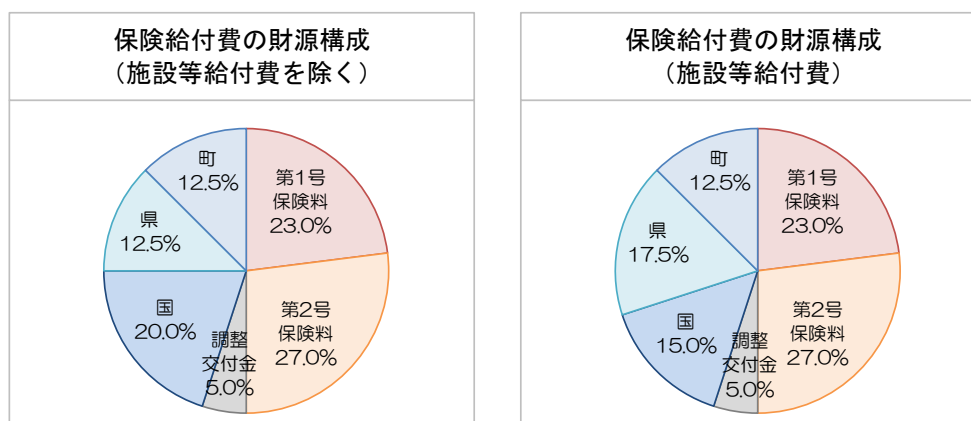
1 財源構成

全国の介護保険被保険者が公平に費用（介護給付費・地域支援事業費）負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、3年（事業計画期間）ごとに、全国規模の人口比率で定められています。

本計画期間（令和3年度から令和5年度まで）の第1号被保険者の負担割合は、第7期計画と同様に23%となります。

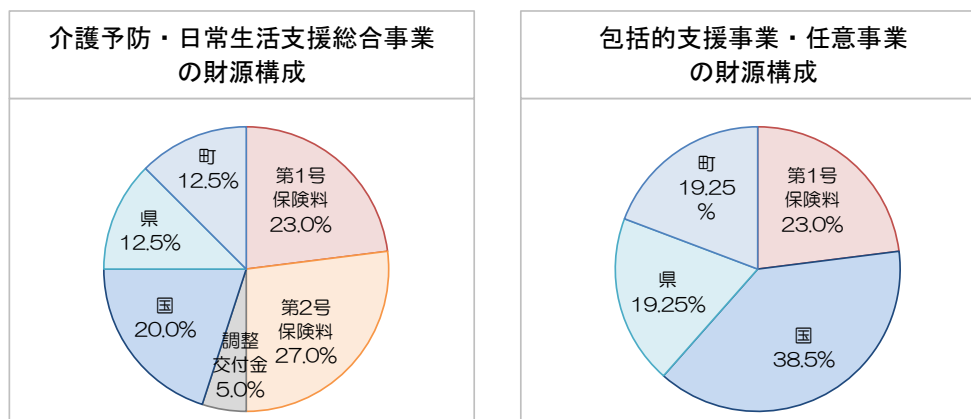
（1）介護給付費の財源構成

介護給付に係る財源の2分の1は公費で、残りの半分は介護保険料でまかなわれており、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



（2）地域支援事業費

地域支援事業に係る財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業とは異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計

（1）被保険者数推計

（単位：人）

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
第1号被保険者数	3,042	3,045	3,024	3,000	2,837	2,561	2,320
第2号被保険者数	2,374	2,303	2,258	2,120	1,806	1,568	1,345
総 数	5,416	5,348	5,282	5,120	4,643	4,129	3,665

（2）要介護（要支援）認定者数推計

（単位：人）

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総 数	要支援1	66	67	68	66	61	59	57
	要支援2	40	40	39	40	41	39	35
	要介護1	118	119	119	119	111	105	99
	要介護2	75	76	76	76	69	66	64
	要介護3	93	95	96	97	94	86	81
	要介護4	97	99	101	100	97	90	84
	要介護5	62	62	61	60	57	55	52
	合 計	551	558	560	558	530	500	472

うち 第1号被保険者	要支援1	64	65	66	64	60	58	56
	要支援2	39	39	38	39	40	38	34
	要介護1	116	117	117	117	109	103	97
	要介護2	74	75	75	75	68	65	63
	要介護3	93	95	96	97	94	86	81
	要介護4	97	99	101	100	97	90	84
	要介護5	61	61	60	59	56	54	51
	合計	544	551	553	551	524	494	466

3 サービスごとの給付費の見込み

(1) 介護予防サービス給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,342	3,343	3,343	3,343	3,051	3,051	3,051
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	2,321	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,231	2,231	2,178	2,231	2,183	2,026	1,920
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,685	2,687	2,634	2,687	2,634	2,476	2,318
予防給付費計	12,366	12,371	12,265	12,371	11,978	11,663	11,399

(2) 介護サービスの給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	47,766	50,430	51,014	50,430	46,300	42,606	41,476
訪問入浴介護	3,413	3,415	3,415	3,415	3,415	3,415	3,415
訪問看護	19,180	20,031	20,031	19,735	18,189	17,356	16,431
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	298	298	298	298	298	298	298
通所介護	75,116	78,068	80,090	76,046	71,337	67,507	62,907
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	102,291	107,609	109,214	106,005	98,785	90,443	86,750
短期入所療養介護（老健）	17,072	19,127	19,127	17,082	17,082	17,082	15,037
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	21,116	21,644	22,172	21,411	20,037	18,654	17,937
特定福祉用具購入費	264	264	264	264	264	264	264
住宅改修費	764	764	764	764	764	764	764
特定施設入居者生活介護	60,194	60,227	60,227	60,227	57,977	57,977	52,802
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	101,287	139,011	168,440	129,832	107,135	93,399	88,919
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	42,735	45,635	45,635	42,759	42,759	40,647	37,770
認知症対応型共同生活介護	55,788	55,819	55,819	55,819	55,819	50,268	47,408
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	291,871	292,033	292,033	300,574	288,708	271,914	257,393
介護老人保健施設	77,033	77,075	80,318	80,318	77,075	73,833	67,084
介護医療院	0	18,569	18,569	9,285	13,770	18,569	18,569
介護療養型医療施設	0	0	0	—	—	—	—
(4) 居宅介護支援	37,562	38,358	38,570	37,547	35,574	33,222	31,274
介護給付費計	953,750	1,028,377	1,066,000	1,011,811	955,288	898,218	846,498

(3) 総給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
予防給付費計	12,366	12,371	12,265	12,371	11,978	11,663	11,399
介護給付費計	953,750	1,028,377	1,066,000	1,011,811	955,288	898,218	846,498
給付費計	966,116	1,040,748	1,078,265	1,024,182	967,266	909,881	857,897

4 地域支援事業費の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問介護相当サービス	1,288	1,260	1,282	1,303	1,182	1,051	933
訪問型サービス A	1,911	1,871	1,903	1,935	1,754	1,560	1,385
訪問型サービス B	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス C	179	178	178	177	176	172	160
訪問型サービス D	100	100	100	99	99	97	90
訪問型サービス(その他)	5	5	5	5	5	5	4
通所介護相当サービス	4,120	4,032	4,102	4,170	3,781	3,363	2,985
通所型サービス A	8,448	8,269	8,412	8,551	7,754	6,896	6,121
通所型サービス B	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービス C	2,875	2,867	2,858	2,843	2,839	2,770	2,580
通所型サービス(その他)	325	324	323	322	321	313	292
栄養改善や見守りを目的とした配食	100	100	100	99	99	97	90
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービス の一体的提供等	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	3,176	3,167	3,157	3,139	3,135	3,060	2,849
介護予防把握事業	0	0	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	874	871	869	864	863	842	784
地域介護予防活動支援事業	100	100	100	99	99	97	90
一般介護予防事業評価事業	825	823	821	816	815	795	741
地域リハビリテーション活動支援事業	25	25	25	25	25	24	23
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	0	0	0	0	0	0	0

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	32,423	32,455	32,231	31,975	30,238	27,296	24,728
任意事業	328	328	326	323	306	276	250

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
在宅医療・介護連携推進事業	125	125	125	125	125	125	125
生活支援体制整備事業	13,709	13,709	13,709	13,709	13,709	13,709	13,709
認知症初期集中支援推進事業	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039
認知症地域支援・ケア向上事業	96	96	96	96	96	96	96
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	388	388	388	388	388	388	388

(4) 地域支援事業費計

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	24,352	23,992	24,235	24,450	22,953	21,143	19,127
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	32,751	32,783	32,557	32,298	30,544	27,572	24,977
包括的支援事業（社会保障充実分）	17,357	17,357	17,357	17,357	17,357	17,357	17,357
地域支援事業費	74,460	74,132	74,149	74,105	70,854	66,072	61,461

5 標準給付費等の見込み

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
総給付費	966,116,000	1,040,748,000	1,078,265,000	3,085,129,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	57,050,553	54,290,179	54,485,635	165,826,367
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	23,384,800	23,681,885	23,766,766	70,833,451
高額医療合算介護サービス費 等給付額	2,706,200	2,740,580	2,750,403	8,197,183
算定対象審査支払手数料	860,524	871,474	874,613	2,606,611
標準給付費見込額	1,050,118,077	1,122,332,118	1,160,142,417	3,332,592,612

区 分	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	1,024,182,000	967,266,000	909,881,000	857,897,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	54,291,918	51,564,305	48,648,971	45,922,291
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	23,681,885	22,493,547	21,220,327	20,031,989
高額医療合算介護サービス費 等給付額	2,740,580	2,603,060	2,455,717	2,318,197
算定対象審査支払手数料	871,474	827,747	780,881	737,154
標準給付費見込額	1,105,767,857	1,044,754,659	982,986,896	926,906,631

6 第1号被保険者の所得段階区分

区分	対象者	保険料 基本率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.50 (0.30)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者	0.75 (0.50)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で上記以外の者	0.75 (0.70)
第4段階	世帯課税で本人が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.90
第5段階	【基準額】 世帯課税で本人が町民税非課税の者で、上記以外の者	1.00
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.20
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.30
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.50
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の者	1.70

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料基本率

7 所得段階別加入者数

(単位：人)

所得段階 区分	割合	令和3年度 人数	令和4年度 人数	令和5年度 人数	第8期合計 人数
第1段階	31.3%	953	954	947	2,854
第2段階	14.9%	454	454	451	1,359
第3段階	9.3%	282	282	280	844
第4段階	6.8%	207	208	206	621
第5段階	7.4%	225	225	224	674
第6段階	14.5%	441	442	439	1,322
第7段階	8.9%	270	270	269	809
第8段階	3.2%	97	97	96	290
第9段階	3.7%	113	113	112	338
計	100.0%	3,042	3,045	3,024	9,111

(単位：人)

所得段階 区分	割合	令和7年度 人数	令和12年度 人数	令和17年度 人数	令和22年度 人数
第1段階	31.3%	940	889	802	727
第2段階	14.9%	448	423	382	346
第3段階	9.3%	278	263	237	215
第4段階	6.8%	204	193	175	158
第5段階	7.4%	222	210	189	172
第6段階	14.5%	435	411	371	336
第7段階	8.9%	266	252	227	206
第8段階	3.2%	96	91	82	74
第9段階	3.7%	111	105	96	86
計	100.0%	3,000	2,837	2,561	2,320

8 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

(単位：円)

標準給付費見込額	3,332,592,612
+	
地域支援事業費（3年間）	222,741,166
=	
介護保険事業費見込額（3年間）	3,555,333,778
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額（3年間）	817,726,769
+	
調整交付金相当額（3年間）	170,258,579
-	
調整交付金見込額（3年間）	375,857,000
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
-	
財政安定化基金取崩による交付額	0
-	
準備基金取崩額	19,400,000
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額（3年間）	592,728,348
÷	
予定保険料収納率	98.5%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	7,960人
÷	
年額保険料	75,600
÷	
12か月	
=	
月額保険料（基準額）	6,300
(参考) 第7期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）	6,000

9 介護保険料の設定

(1) 第8期介護保険料の設定

第8期の基準額（月額）	6,300 円
-------------	---------

(2) 令和7年度以降の介護保険料の推計

令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
6,888 円	7,700 円	8,621 円	8,648 円

10 第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階 区分	割合	保険料 基本率	保険料 (年額、円)	保険料 (月額、円)
第1段階	31.3%	0.50 (0.30)	37,800 (22,680)	3,150 (1,890)
第2段階	14.9%	0.75 (0.50)	56,700 (37,800)	4,725 (3,150)
第3段階	9.3%	0.75 (0.70)	56,700 (52,920)	4,725 (4,410)
第4段階	6.8%	0.90	68,040	5,670
第5段階	7.4%	1.00	75,600	6,300
第6段階	14.5%	1.20	90,720	7,560
第7段階	8.9%	1.30	98,280	8,190
第8段階	3.2%	1.50	113,400	9,450
第9段階	3.7%	1.70	128,520	10,710

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料基本率、年額保険料、月額保険料

第8章 計画の推進

1 介護保険サービスの質の確保・向上

(1) 苦情処理・相談体制の充実

より良い介護保険サービスを提供するためには、利用者や介護者からの苦情や相談に適切に対応し、サービスに反映していくことが重要です。

町民にとって最も身近な存在である町の窓口で苦情を受け止め、利用者や介護者が気軽に相談できる体制を整え、介護ニーズの分析や苦情の吸い上げを行うよう努めていきます。

(2) 介護保険サービス従事者の質的向上

地域包括支援センターを中心とした事例検討会及びサービス提供事業所間の交流会、勉強会を開催し、利用者の持つ様々なニーズを共有することで、介護保険サービス従事者の質的向上に取り組みます。

(3) 介護給付費適正化事業の推進

介護保険制度の適正な事業運営を図るためには、利用者に対する適切な介護保険サービスを提供するとともに、不適切な給付を削減し、介護保険料の増大を抑制していく必要があります。

本町においては、介護給付適正化事業のうち、以下の①から⑤の主要5事業を取り組んでいきます。

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検
- ④ 縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤ 介護給付費通知

(4) 地域密着型サービス事業所等に対する実地指導及び監査

地域密着型サービス事業所等について、実地指導を行うとともに、迅速かつきめ細かな指導を実施し、指導基準の遵守やサービスの質の改善・向上を図っていきます。

2 計画の推進に向けた連携と評価

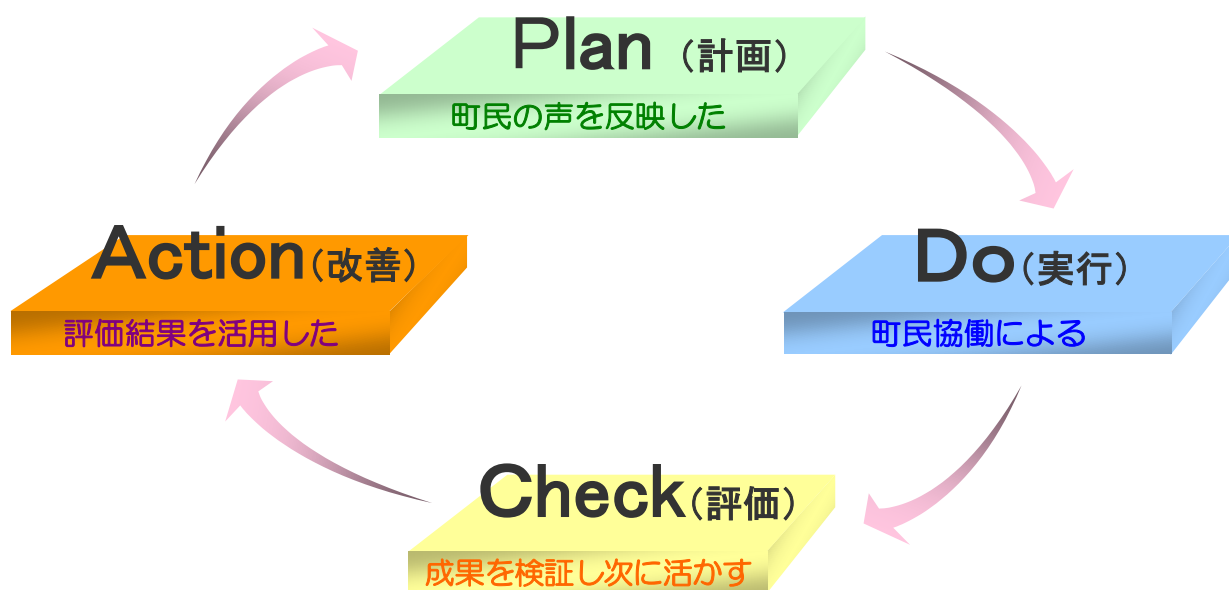
本計画は、単に「今後3年間の在宅サービス・施設サービスの方向性」等を提示するだけでなく、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」とを一体的に進めるものとしています。

そのためには、高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が連携し、包括的に確保される体制の推進が重要となっています。

本町は、引き続き地域包括支援センターを直営で運営し、センターが円滑に運営されるよう環境整備や必要な支援などを行いながら、地域包括支援センターが中心となって、介護サービス事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築に向けた取組を拡充します。

また、本町の社会資源を形成する関係機関と地域包括ケアシステムの推進に向けた連携と協働を図りつつ、本計画に盛り込んだ施策の進行状況の点検や評価を行います。

さらに、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



資料編

1 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中種子町老人保健福祉計画及び中種子町介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、中種子町老人保健福祉計画及び中種子町介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 老人保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会に計画原案の作成を行うため検討部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は委員長の命を受け、委員会で協議する事項について検討する。
- 3 部会の委員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は副町長をもって充て、副部会長は福祉環境課長をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 第5条及び第6条の規定は、部会において準用する。この場合において第5条及び第6条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局の設置)

第8条 委員会の事務局を中種子町福祉環境課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	役職名	備考
1	医師会代表	
2	歯科医師会代表	
3	薬剤師会代表	
4	民生委員協議会代表	
5	老人クラブ代表	
6	介護保険施設代表	
7	社会福祉協議会代表	
8	介護支援専門員代表	
9	第1号被保険者代表	
10	第2号被保険者代表	
11	副町長	
12	町民保健課長	
13	福祉環境課長	

別表2 (第7条関係)

所属	職名	適用
副町長		
総務課	総務課長・行政係長・財政係長・消防交通係長	
福祉環境課	福祉環境課長・福祉係長・介護保険係長・ 介護支援係長	
税務課	税務課長・町民税係長	
町民保健課	町民保健課長・保険年金係長・高齢者医療係長・ 保健予防係長	
企画課	企画課長・企画調整係長・地域振興係長	
建設課	建設課長・管理係長・建築係長	
社会教育課	社会教育課長・社会教育係長・社会体育係長	

2 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

	役 職 名	氏 名	備考
1	医師会代表	竹野 孝一郎	
2	歯科医師代表	鎌田 伸樹	
3	薬剤師代表	居川 清一郎	
4	民生委員協議会代表	泰原 俊隆	
5	老人クラブ代表	向井 守	
6	社会福祉協議会代表	森山 辰郎	副委員長
7	介護保険施設代表	川畑 博	
8	介護支援専門員代表	福元 久和	
9	第1号被保険者代表	浜脇 俊司	
10	第2号被保険者代表	鮫島 東海洋	
11	副町長	土橋 勝	委員長
12	町民保健課長	横手 幸徳	
13	福祉環境課長	上田 勝博	

3 用語解説

あ行	
I A D L (アイ・エー・ディー・エル)	「Instrumental activities of daily living (手段的日常生活動作)」の略で、家事動作や管理能力、交通機関の利用など、生活の中の応用的な動作群のこと。
I C T (アイ・シー・ティー)	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
アセスメント	事前評価、初期評価。一般的には環境分野において使用される用語であるが、介護分野においては、介護サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。
インフォーマル	フォーマルは、制度や法律等で定められた公的なもの。インフォーマルは、民間や地域住民、ボランティア等が行う非公的なもの。
N P O (エヌ・ピー・オー)	英語の Non Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」として利益配分をしない組織(団体)のこと。商業を目的としない公益活動に取り組み、官と民の間で「民間の手による公益活動の分野」を創造する。その活動分野としては保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力等の多方面にわたる。
A D L (エー・ディー・エル)	「Activity of daily living (日常生活動作)」の略で、人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のこと。具体的には、①身の回り動作(食事、更衣、整容、トイレ、入浴の各動作)、②移動動作、③その他(睡眠、コミュニケーション等)がある。
か行	
介護給付	要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付。居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費等について、保険給付が行われる。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要支援者・要介護者からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設等との連絡・調整を行う人材。
介護予防ケアマネジメント	要介護状態になることの予防と悪化防止を図るため、要支援認定者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるためのケアマネジメントをさす。
介護予防・ 日常生活支援総合事業	介護サービスの基盤強化のため地域支援事業の中に創設され、市町村の主体性を重視し、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して介護予防や生活支援サービス等を市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供できる事業。

基本チェックリスト	65 歳以上の高齢者で、介護の原因となりやすい生活機能低下の可能性について、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全 25 項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問票のこと。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人のこと。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。
ケアプラン	要支援者・要介護者がサービスを適切に利用するため、その希望をとり入れて作成されるサービス計画。サービスが効率的・計画的に提供されるよう目標設定や利用するサービスの種類、提供内容を具体的に決定し、それに基づいてサービスが提供される。計画は利用者の状態の変化に応じ、適宜変更される。
ケアマネジメント	要支援者・要介護者が適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成し、必要なサービスの提供を確保する一連の管理・運用のこと。ケアが必要な人が、常に最適なサービスを受けられるよう、さまざまな社会資源を組み合わせ調整を行う。
KDB（ケイ・ディー・ビー）	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障害者や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高額介護サービス費	所得に応じて一定額を超えた分の自己負担があった場合に、その超えた分を申請することにより高額介護サービス費として払い戻される制度。
さ行	
サロン活動	誰もが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする活動。
サービス付き高齢者住宅	平成 23 年 5 月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まい。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材。
生活習慣病	「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義され、代表的な病気としては、虫歯、歯周病、骨そしょう症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がんなどがある。

成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人について、権利を守る援助者（家庭裁判所より選任された成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度。
た行	
団塊の世代	昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々をさす。この世代の人が高齢者になる時期を迎え、様々な社会的影響が予測される。
団塊ジュニア世代	昭和 46 年から 1974 年までに生まれた世代をさす。最多は昭和 48 年出生の 210 万人で、団塊の世代の最多である昭和 24 年出生の 270 万人より少し少ない。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
地域ケア会議	地域包括ケアシステムの実現に向け多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくための手法又は協議体。
地域支援事業	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。
地域資源	地域住民を支えるための関係機関や専門職、あるいは地域のボランティア等、人的・物的な様々な資源。
地域包括ケアシステム	高齢者や障がい者等、何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護等の社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支える仕組み。
地域包括支援センター	保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設置され、市町村又は市町村が委託した法人が運営する。
調整交付金	介護保険財政において、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生じる保険料基準額の格差調整のために国から交付されるもの。
チームオレンジ	近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組。
な行	
認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。何かを特別に行うというものではなく、友人や家族にその知識を伝え、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、まちで働く人として活動を行う。

認知症初期集中支援チーム	家族等の訴えにより、医療・介護の専門職が複数で認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立した生活のサポートを行うチーム。
は行	
被保険者	介護保険に加入している本人をいう。介護保険制度においては、①市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人（第1号被保険者）、②市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）を被保険者としている。
フレイル	高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態のこと。
保険者	保健事業を行う主体をいう。介護保険の保険者は、市町村と規定されている。保険者としての役割は、被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払事務、サービス基盤整備を推進するための市区町村介護保険事業計画の策定、介護保険特別会計の設置・運営、普通徴収による保険料の徴収などがある。
保険者機能強化推進交付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金。
や行	
有料老人ホーム	食事提供などの日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅。
予防給付	要介護認定により要支援と判定された被保険者に対する保険給付。介護給付と比べると、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、施設サービス、一部の地域密着型サービスなどが給付対象にならない点で異なる。

中種子町 高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行・編集

中種子町 福祉環境課

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地

T E L 0997-27-1111 F A X 0997-27-2620
